

一斉募集期間以外でも、ハイライフプランに加入できます!

毎月加入でお申込みの場合

[ご加入までのスケジュール]



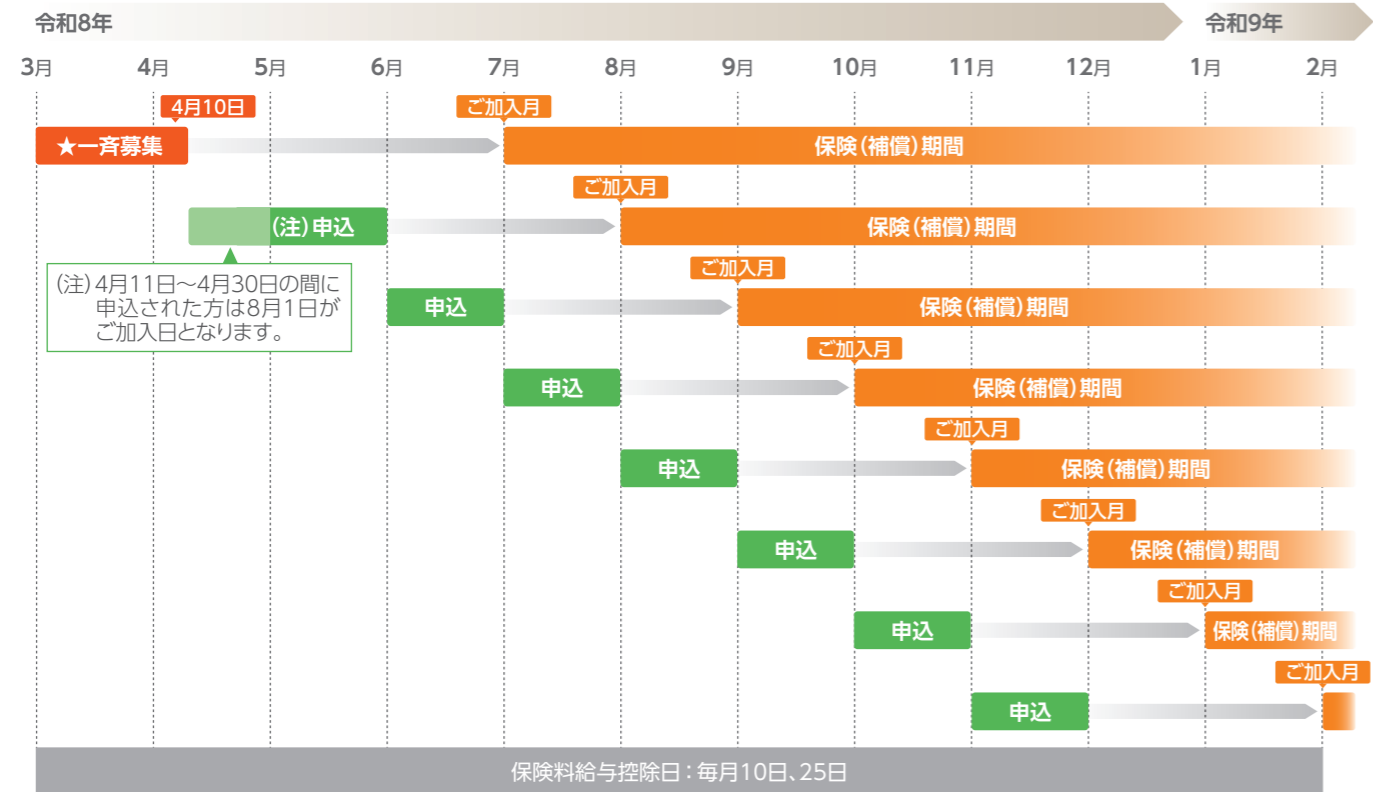
申込締切日: 毎月月末

ご加入日(補償開始日): 加入申込票をご提出された月の3カ月後の1日午前0時(一斉募集の場合は午後4時)

保険(補償)期間: 生命保険 ▶ ご加入から令和9年6月30日まで (ご加入日が令和8年8月1日~)
損害保険 ▶ ご加入から令和9年7月1日午後4時まで (令和9年5月1日までの方)
(病気とケガ、終身介護、交通傷害、総合賠償、長期所得補償)

保険料給与控除開始日: ご加入日の属する月の25日(役員・正社員)、または10日(週契約時間20時間以上のパートナー社員、週契約時間30時間以上のパートナー社員)

[ご加入までのイメージ]



★3月16日~4月10日までは年1回の一斉募集期間のため、毎月加入のスケジュールと異なりますので、十分ご注意ください。詳細は、一斉募集時に発信される案内をご確認ください。

引受保険会社

○【生命保険・病気とケガ(生命保険部分)・ハイライフ年金】

日本生命保険相互会社(事務幹事会社)

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル

○【病気とケガ・終身介護・交通傷害・総合賠償・長期所得補償】

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ 22階

事務受託/代理店・扱者

○ **株式会社セブン・フィナンシャルサービス**

〒102-8432 東京都千代田区二番町4番地5

●お問い合わせ先: 0120-938-820(平日9:00~17:30)



福利厚生制度

ハイライフプラン

令和8年度



今年度も一斉募集はWEB手続きとなります。WEB申込サイトのログイン方法等は、67ページをご確認ください。毎月募集(中途加入・増額)の場合は、パンフレット裏表紙に記載の[ご加入までのスケジュール]をご確認ください。

※1 団体定期保険(「病気とケガ」に含まれる死亡・高度障がい保障部分を含む)の制度全体の年間払込保険料に対する配当金の割合です。

※2 令和6年度(保険期間: 令和6年7月1日~令和7年6月30日)の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

※3 令和8年7月1日~令和9年7月1日の契約に適用される割引です。団体割引・優良割引・大口契約割引は前年度ご加入いただいた被保険者の人数、保険料・支払保険金の実績に従って割引率が適用されます。



知れば納得 ハイライフプランの補償早見表

保障(補償)の一覧表です。
ご加入にあたり参考にしてください。
(すべての補償項目を網羅したものではありません。)



ご加入にあたって必要な保障(補償)がひと目でわかります。

保障(補償)の一覧表												
区分	商品概要	万一のとき		病気やケガをしたとき				身の回りの事故		病気とケガによる就業障害	介護	将来の生活資金
		死亡	高度障がい	後遺障害	入院	手術	通院	第三者への損害賠償責任	携行品損害	就業障害	終身介護	財産形成・年金
生命保険 13ページ	死亡保障・高度障がい保障	●	●									
病気とケガ 15ページ	病気やケガで入院した時等の補償	● 病気・ケガ	● 病気・ケガ	● ケガのみ	● 病気・ケガ	● 病気・ケガ	● 病気・ケガ					
終身介護 19ページ	介護状態になったときの一生補償	● ケガのみ		● ケガのみ							●	
交通傷害 23ページ	交通事故によるケガの補償	● 交通事故によるケガのみ		● 交通事故によるケガのみ	● 交通事故によるケガのみ	● 交通事故によるケガのみ	● 交通事故によるケガのみ					
総合賠償 [Aセット] 24ページ	日常の賠償事故(自転車事故等)の補償	● ケガのみ		● ケガのみ				●	●			
長期所得補償 25ページ	突然の事故や病気で長期間働けなくなったときの補償									●		
ハイライフ年金 27ページ	財産形成や老後の生活資金確保											●

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合・しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

お手続きのご案内

WEB申込サイト
ログインのご案内



ハイライフプランの特徴



POINT 1 ハイライフプランはグループの

福利厚生!

多くのみなさまにご好評いただいております。



全国で
3.6万人
以上
加入中

POINT 2 割引率 最大約53%



なんといっても保険料が**安い!**

保険料には団体割引等が適用されています。
今までは必要最小限の保険だけを準備していた方も、
ハイライフプランのご利用で
さらなる「安心」をプラスすることができます。



POINT 3 1年に1度の**配当金**も! (生命保険)

剰余金が生じた場合は配当金をお受取りになれます。

死亡・高度障がい保険金額1,000万円にご加入の場合

保険期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	令和4年7月1日～令和5年6月30日	令和5年7月1日～令和6年6月30日	令和6年7月1日～令和7年6月30日
年間払込保険料 (月払保険料)	32,400円 (2,700円)	33,600円 (2,800円)	38,400円 (3,200円)
配当実績 (配当還元率 ^(※))	約21.0%	約17.5%	約40.5%
配当金	6,810円	5,910円	15,550円
実質負担額(年額)	25,590円	27,690円	22,850円
実質負担額(月額)	約2,133円	約2,308円	約1,905円

上記は令和4年度～令和6年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
(※)団体定期保険(「病気とケガ」に含まれる死亡・高度障がい保障部分を含む)の制度全体の年間払込保険料に対する配当金の割合です。

POINT 4 退職しても継続して加入ができる!

退職後は**OB制度**に移行できます。

※詳細は、12ページをご確認ください。



POINT 5 持病があっても加入できる場合があります。

持病や既往症のある方など、**健康に不安がある方も**加入できる場合があります。

※健康状況告知書の質問事項に該当する場合は、その疾病を補償対象外としてご加入いただけます。ただし、終身介護については、告知内容によってはご加入いただけない場合があります。(病気とケガ・終身介護・長期所得補償)
※告知内容によっては、加入できない場合があります。(生命保険)





ハイライフプラン 一斉募集のご案内

申込締切日

令和8年4月10日(金)まで

生命保険の保険期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

病気とケガ・終身介護・交通傷害・総合賠償・長期所得補償の保険期間

令和8年7月1日午後4時から令和9年7月1日午後4時まで

ハイライフ年金の加入(増額)日

令和8年7月1日

保険料の給与控除開始日

	役員・正社員	週契約時間30時間以上または20時間以上のパートナー社員
給与	7月24日支給の給与から	7月10日支給の給与から
賞与	夏期賞与分から	夏期賞与分から

※賞与からの控除は「ハイライフ年金」賞与払(半年払)を選択いただいた方のみとなります。

加入手続きに関するお問い合わせ先

- イトーヨーカドー：労務担当チーフ・事務担当
- 上記以外：所属事業所の責任者

パンフレット記載内容・保障(補償)内容に関するお問い合わせ先

- セブン・フィナンシャルサービス
- TEL 0120-938-820(平日9:00 ~ 17:30)
WEB <https://www.7fin.jp>

(注) 中途加入に関しては上記内容と異なります。実際の保障(補償)が開始する時期については加入申込票をご確認ください。保険期間中の解約(脱退)は、原則受付けておりません(退職時等やむを得ない場合を除きます)。一斉募集時にお手続きをお願いいたします(「ハイライフ年金」を除きます)。

保険期間中のプラン変更は、原則プランの追加(増額)、被保険者の追加のみ受付けております(「生命保険」は、新規加入のみ。「ハイライフ年金」は、毎月「中途払出(減口)」「払込中断」「脱退」「積立金額変更」が可能です。)。詳細はセブン・フィナンシャルサービス宛にご連絡ください。

他保険から切替をご検討の方：生命保険・病気とケガ・終身介護・長期所得補償へのご加入には健康状況の告知が必要です。加入手続きを行った方も告知によっては保険会社が保障(補償)を引受けできない場合がございます。加入内容・加入可否をご確認のうえ他保険の手続きをされることをおすすめいたします。

加入対象者

※健康なうちにご加入をご検討ください。



	お申込みできる方および加入できる方(被保険者になれる方)			加入できる家族の範囲				
	役員・正社員	週契約時間30時間以上のパートナー社員	週契約時間20時間以上のパートナー社員	本人	配偶者	子ども	両親・兄弟姉妹	
ハイライフプラン	●生命保険(団体定期保険)	○	○	×	○	○	○	×
	(配偶者・子どものみの加入はできません)							
	●病気とケガ	○	○	○	○	○	○	○
	(それぞれの方が個別に加入できます)							
	●終身介護	○	○	○	○	○	○	○
	(それぞれの方が個別に加入できます)							
	●交通傷害	○	○	○	○	○	○	○
(それぞれの方が個別に加入できます)								
私保険	●総合賠償	○	○	○	○	×	×	×
	●長期所得補償	○	○	×	○	×	×	×
	●ハイライフ年金(拠出型企業年金保険)	○	○	×	○	×	×	×
	●ガン保険	○	○	○	左記商品は、株式会社セブン・フィナンシャルサービスでお取り扱いしております。			
	●自動車保険	○	○	○				
	●火災保険	○	○	○				

※上記社員区分は標準的な区分となり、各社ごとに異なる場合がありますので、詳細は各社人事部門までご確認ください。
※内縁関係の方について：被保険者の範囲に配偶者を含む場合、内縁関係にある方は配偶者に含まれます(「生命保険」を除きます)。ただし、内縁関係にある方は法定相続人に含まれないため、死亡に関する保険金の受取人となることはできません。詳細はセブン・フィナンシャルサービスのホームページの「よくあるご質問」をご確認ください。
※LGBTQの方について：戸籍上の性別で加入手続きをお願いいたします。保険期間中で戸籍上の性別が変わった場合は、個別にセブン・フィナンシャルサービス宛にご連絡ください。



知れば納得 おすすめプランのご紹介

年齢やライフプランが変われば、必要な保障(補償)額も大きく変わります。家族の増減や、生活環境が変化したときには加入している保険の内容をよく確認し、その時々ニーズに適した保険に加入しましょう。



組み合わせは自由!「生命保険」「病気とケガ」のみのお申込みもできます。

※以下のおすすめプランは一例です。

自分の人生に合わせて最適な保険に入りたい



保険選びのワンポイントアドバイス

加入例	20代	30代	40代	50代	60代
<p>入社</p> <p>保険加入は社会人としての責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 万一、他人に迷惑をかけたときに社会人としての責任を果たせるよう、保険の加入を検討しましょう。 ▶ 生活習慣の変化・ストレスの増加などにより体調を崩したときへの備えを考え、健康なうちに「病気とケガ」に加入しましょう。 	<p>結婚</p> <p>大切な家族を守るために</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 結婚して扶養家族が増えたら、「生命保険」の保障額を増額しましょう。 ▶ 配偶者さまもハイライフプランに加入できるので、独身時代にお互いが入っていた保険を確認し、保障(補償)内容を再検討しましょう。 	<p>子ども誕生</p> <p>家族が増えたら増やそう</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ご家族の生活費などをまかなえ額へ「生命保険」 ▶ ご本人だけでな車等の事故も考慮「交通傷害」にて賠償しましょう。 	<p>住宅購入</p> <p>責任が重い年代に十分な保障(補償)を</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自分が思っている以上に身体に変化が生じる年代です。万一、働けなくなった後も、住宅ローンや生活費がかかります。「長期所得補償」を厚くしましょう。 ▶ ご両親さまの将来の介護についても考え始める必要があります。ご両親さまの「終身介護」の加入を検討しましょう。 	<p>子ども独立</p> <p>年齢を重ねた2人に必要な保険を</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ これまで以上に、三大疾病をはじめとした病気が心配な年齢となります。「がん診断保険金オプション」「三大疾病診断保険金オプション」で補償を充実させましょう。 	<p>退職</p> <p>収入に合わせて保障(補償)を見直そう</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 退職後は収入が減ることを考え、現在の保障(補償)が自分達の生活に合っているかどうかを確認しましょう。 ▶ 病気とケガのリスクも高くなるのが考えられるので、「病気とケガ」の保障(補償)を厚くしましょう。
<p>ご本人さま</p> <p>生命保険 (300万円)</p> <p>病気とケガ (ワイド5,000円+天災)</p> <p>総合賠償 (Aセット)</p> <p>ハイライフ年金 (10,000円(月払10口))</p>	<p>生命保険 (1,000万円)</p> <p>病気とケガ (ワイド5,000円+天災)</p> <p>総合賠償 (Aセット)</p> <p>ハイライフ年金 (10,000円(月払10口))</p>	<p>生命保険 (3,000万円)</p> <p>病気とケガ (ワイド5,000円)</p> <p>総合賠償 (Aセット)</p> <p>長期所得補償 (2口: 10万円)</p> <p>ハイライフ年金 (10,000円(月払10口))</p>	<p>生命保険 (3,000万円)</p> <p>病気とケガ (ワイド10,000円)</p> <p>総合賠償 (Aセット)</p> <p>長期所得補償 (4口: 20万円)</p> <p>ハイライフ年金 (10,000円(月払10口))</p> <p>三大疾病診断保険金オプション</p>	<p>生命保険 (1,000万円)</p> <p>病気とケガ (ワイド10,000円)</p> <p>総合賠償 (Bセット)</p> <p>終身介護</p> <p>ハイライフ年金 (10,000円(月払10口))</p> <p>がん診断保険金オプション</p> <p>三大疾病診断保険金オプション</p>	<p>生命保険 (1,000万円)</p> <p>病気とケガ (ワイド10,000円)</p> <p>総合賠償 (Bセット)</p> <p>終身介護</p> <p>ハイライフ年金 (10,000円(月払10口))</p> <p>がん診断保険金オプション</p> <p>三大疾病診断保険金オプション</p>
<p>配偶者さま</p> <p>生命保険 (200万円)</p> <p>病気とケガ (レディース5,000円)</p>	<p>病気とケガ (レディース5,000円)</p>	<p>生命保険 (200万円)</p> <p>病気とケガ (レディース5,000円)</p>	<p>生命保険 (200万円)</p> <p>病気とケガ (レディース5,000円)</p>	<p>生命保険 (200万円)</p> <p>病気とケガ (レディース5,000円)</p>	<p>生命保険 (200万円)</p> <p>病気とケガ (レディース5,000円)</p>
<p>お子さま</p> <p>生命保険 (100万円)</p> <p>病気とケガ (スタンダード5,000円)</p> <p>交通傷害 (1口)</p>	<p>病気とケガ (スタンダード5,000円)</p> <p>交通傷害 (1口)</p>	<p>生命保険 (100万円)</p> <p>病気とケガ (スタンダード5,000円)</p> <p>交通傷害 (1口)</p>	<p>生命保険 (100万円)</p> <p>病気とケガ (スタンダード5,000円)</p> <p>交通傷害 (1口)</p>	<p>生命保険 (100万円)</p> <p>病気とケガ (スタンダード5,000円)</p> <p>交通傷害 (1口)</p>	<p>生命保険 (100万円)</p> <p>病気とケガ (スタンダード5,000円)</p> <p>交通傷害 (1口)</p>
<p>ご両親さま</p> <p>終身介護</p> <p>終身介護</p>		<p>終身介護</p> <p>終身介護</p>	<p>終身介護</p> <p>終身介護</p>	<p>終身介護</p> <p>終身介護</p>	<p>終身介護</p> <p>終身介護</p>

おすすめの内容

退職後も引き続きハイライフプランにご加入いただくことができます。退職された方は移行手続きをお願いします。

※別途12ページをご覧ください。



制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合・しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

お手続きのご案内

WEB申込サイト
ログインのご案内



＼ 入っていてよかった！ ／ ハイライフのお支払い実績

病気の保険金支払が 1年間で

2,276件・約3億7,700万円



ケガの保険金支払が 1年間で

1,067件・約2億1,400万円

成人病(がん・糖尿病等) & 女性疾病
に関する保険金支払が 1年間で

619件・約1億8,700万円



がん・三大疾病一時金
の保険金支払が 5年間で

156件・約1億2,200万円

＼ 保険が役立った！ ／ 実際にあったお支払いケース

胃がんで入院・治療

入院9日、通院30日

3,971,040円のお支払い!

病気とケガ(ワイド5,000円)

三大疾病診断保険金オプション(50万円)

最先端のがん治療として注目されている陽子線治療や重粒子線治療は、1回あたり250万円から300万円程度かかることがあります。

「病気とケガ」はすべてのプランに先進医療費用補償(1,000万円限度)がついています!

安心して治療が受けられる!



両手に荷物を抱えた状態で歩道橋から転倒

入院17日、通院18日

1,278,000円のお支払い!

病気とケガ(レディース10,000円)

お買い物帰りなど、普段の何気ない生活の中にもリスクが潜んでいます。たった一度の転倒で後遺障害が残ってしまう可能性も...

「病気とケガ」はすべてのプランにケガによる死亡・後遺障害補償(最高250万円~1,000万円)がついています!

リスクへの備えが大事!



令和8年度 改定のお知らせ

改定1

「病気とケガ」がん診断・三大疾病診断保険金オプションの補償が拡大!



補償対象となるがんの範囲

改定前

保険期間の開始時^(※)以降に初めて罹患したがん

改定後

保険期間の開始時^(※)以降に初めて罹患したがん、再発したがん、転移したがん

保険期間の開始時^(※)以降に初めて罹患したがん、再発したがん、転移したがんと診断確定された場合、「1年に1回を限度(=診断確定日が、前回支払済みの診断確定日から1年超経過し、再び支払事由に該当するがんと診断確定された場合)」に保険金をお支払いします。詳細は32~34ページをご確認ください。

【注】健康状況告知により告知された、特定の疾病・病状群に属するがんまたは医学上因果関係があるがんは、いずれも補償対象外となりますので、ご注意ください。

(※)がん診断保険金を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。

「がん診断保険金オプション」のご案内

がんと診断されたときに急な出費や高額な治療費に備えるための保険です。

がんへの備えはありますか? 治療開始時にまとまったお金を用意し、安心して治療に取り組めるよう、がん診断保険金へのご加入をおすすめします。

生涯でがん罹患する確率

男性 **63.3%** 女性 **50.8%**

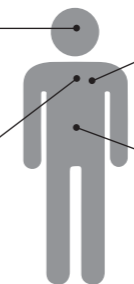
2人に1人が一生のうちにがんと診断されます



※2021年データに基づく数値。年代によって罹患率は異なります。出典: 国立研究開発法人国立がん研究センター「最新がん統計」

がんの再発率

頭頸部がん
再発率
10~20%程度



肺がん
ステージIIの
非小細胞肺がん再発率
20~30%

食道がん
根治手術後の再発率
30~50%

大腸がん
全ステージを通じての
平均再発率
18.7%

がんの再発による治療費にも備える必要があります



※再発率は術式(どのような手術、処置をしたか)などにより、大きく異なります。出典: 一般社団法人 日本がん難病サポート協会「癌が再発してもあきらめない。治療の選択と再発癌が治る確率とその可能性」

【注】現在、「病気とケガ」にご加入の方が、がん診断保険金オプションを追加・増額される場合は、15ページに記載の「必ずご確認ください!」の箇所をご確認ください。

改定2

「病気とケガ」「交通傷害」「総合賠償」保険料を改定します

コロナ禍や現在の医療状況、物価上昇等を踏まえ、保険料を改定します。なお、改定後の保険料は、17~18ページ、23~24ページをご確認ください。

Q&A ハイライフプランに関するよくあるご質問

Q1 現在、病気療養中ですが加入できますか？

A 告知内容によっては条件付で加入できるケースがあります。ただし、ご加入前の発病は保障(補償)の対象外です。セブン・フィナンシャルサービス(電話 0120-938-820)へお問合わせください。

- 生命保険・病気とケガ(生命保険部分)…告知内容によっては、加入できない場合があります。
- 病気とケガ・終身介護・長期所得補償…加入できますが、告知内容により、条件付となる場合があります。
- 交通傷害・総合賠償…加入できます。

Q2 保険料の給与控除の開始はいつからですか？

A ■役員・正社員
令和8年7月24日給与より控除が開始

■週契約時間30時間以上のパートナー社員・週契約時間20時間以上のパートナー社員
令和8年7月10日給与より控除が開始

※一斉募集で変更や解約手続きをした場合でも、6月給与までは現行の保険料が控除されます。

Q3 加入内容はどこで確認できますか？

A 一斉募集期間中は、WEB申込サイトにてご確認ください。
一斉募集期間後は、11～12月にご案内予定の「加入内容のお知らせ」にてご確認ください。

Q4 解約はいつでも可能ですか？

A 保険期間中の解約(脱退)は、原則受け付けておりません(退職時等やむを得ない場合を除く)。一斉募集時にお手続きをお願いいたします(「ハイライフ年金」を除きます)。
保険期間中のプラン変更は、原則プランの追加(増額)、被保険者の追加のみ受け付けております(「生命保険」は、新規加入のみ。「ハイライフ年金」は、毎月「中途払出(減口)」「払込中断」「脱退」「積立金額変更」が可能です。)
詳細はセブン・フィナンシャルサービス宛(電話 0120-938-820)にお問合わせください。

Q5 退職した場合はどうなりますか？

A 保険の種目によって異なります。詳細は12ページをご覧ください。

ご退職後のお手続きについて

退職後も、ハイライフプランに継続加入できます!!

健康状況の再告知なしの簡単なお手続きで継続できます!

現在ご契約中の内容でご継続できます!
ご退職時点の契約内容でご継続いただけます。*(契約内容の変更は、次年度以降、年1回の更新時からとなります。)
*生命保険には年齢により保険金額の上限がありますので、詳細は46ページをご確認ください。

! ご注意 原則、退職日当日までにご継続のお手続きがない場合、自動脱退となります。



退職後のハイライフプラン制度について

退職後、OB会に加入される場合	ハイライフプラン OB会制度でご継続!	最大約 53% 割引 お勤め時と同じ保険料率適用!
退職後、OB会に加入されない場合	ハイライフプラン 退職後継続制度でご継続!*	最大約 37% 割引

*OB会とはファミリー会、ヨークベニマル鳩侘会、プレミアムメンバーズを指します。

継続可能な補償(保障)

		OB会(ファミリー会・ヨークベニマル鳩侘会・プレミアムメンバーズ)							
在職中の社員区分		病気とケガ (満74才まで)	終身介護 (満89才まで)	交通傷害	総合賠償	長期所得補償	ハイライフ 年金*2	生命保険 (70歳6カ月まで)	
対象となる社員区分	社員区分① 役員・正社員 週契約時間 30時間以上の パートナー社員	継続できます				継続できません	継続 できません	継続 できます	
	社員区分② 週契約時間 20時間以上の パートナー社員								募集対象外
		退職後継続制度							
在職中の社員区分		病気とケガ (満74才まで)	終身介護 (満89才まで)	交通傷害	総合賠償	長期所得補償	ハイライフ 年金*2	生命保険 (70歳6カ月まで)	
対象となる社員区分	社員区分① 役員・正社員 週契約時間 30時間以上の パートナー社員	継続できます				継続できません	継続 できません	継続 できません*1	
	社員区分② 週契約時間 20時間以上の パートナー社員								募集対象外

*1 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合わせください。
*2 ハイライフ年金ご加入の方は給付金請求(脱退一時金・年金受取)によるお手続きが必要です。上表の年齢は更新日時時点の年齢です。

生命保険 〔団体定期保険〕

万一の際の保障は万全ですか？
グループ社員の
相互扶助にもとづく
グループ独自の制度です。

令和6年度
配当還元率
約40.5%
13ページ配当金を
還元を参照

意向確認書 ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◎死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄
- 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



50ページ～51ページに記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、52ページに記載の「健康状況告知書ご記入のご案内」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

死亡や所定の高度障がい状態となられたときに保険金が支払われます。



死亡された場合



所定の高度障がい状態
になられた場合

5つの特徴

↓
団体保険としての
割引が適用された保険料

配当金を還元

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
(給与にてお支払いします。)
配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
令和6年度配当還元率(*)：約40.5%(保険期間：令和6年7月1日～令和7年6月30日)
ただし、上記は令和6年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。
(*) 団体定期保険(「病気とケガ」に含まれる死亡・高度障がい保障部分を含む)の制度全体の年間払込保険料に対する配当金の割合です。

1年ごとに見直し可能

1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。
※ただし、増額の場合は改めて健康状態等の告知が必要となり、告知内容によっては増額できない場合があります。

医師の診査ではなく、
健康状態等の
告知により
お申込みができます。

告知に関しては、52ページの「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

保険金の年金受取りも可能

保険金額が1,000万円以上の場合、保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。
※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。
※年金基金として設定する保険金額が1,000万円未満の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

お申込みできる方および加入できる方(被保険者になれる方)※1

役員※2・正社員※2	週契約時間 30時間以上の パートナー社員※2	週契約時間 20時間以上の パートナー社員※2
------------	-------------------------------	-------------------------------

加入できる家族(被保険者になれる方)※1

本人	配偶者・子ども	両親・兄弟姉妹
----	---------	---------

○は対象、×は対象外です。

(配偶者・子どものみで加入することはできません)

※1 令和8年7月1日現在の満年齢が次に該当される方。
《本人》新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。
《配偶者》新規加入・増額は、年齢18歳以上60歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。
《子ども》本人の扶養する子ども(*)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
(*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

更新日時点で加入可能年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。

●上記および46ページに記載の「加入資格」、「申込画面」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
※2 受入出向者を含まない

¥ 保障額と保険料

●《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。
正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和8年7月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。
《子ども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。

本人		配偶者		子ども (1人あたり)	
死亡保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払保険料 (概算)	死亡保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払保険料 (概算)	死亡保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払保険料 (確定)
5,000万円	17,500円	1,000万円	3,500円	300万円	210円
4,000万円	14,000円	900万円	3,150円	200万円	140円
3,000万円	10,500円	800万円	2,800円	100万円	70円
2,500万円	8,750円	700万円	2,450円		
2,000万円	7,000円	600万円	2,100円		
1,500万円	5,250円	500万円	1,750円		
1,000万円	3,500円	400万円	1,400円		
700万円	2,450円	300万円	1,050円		
500万円	1,750円	200万円	700円		
300万円	1,050円	100万円	350円		
200万円	700円				
100万円	350円				

●在職者の保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は7月給与から)
なお、2カ月連続して給与控除ができなかった場合は、自動的に脱退扱いとなります。(給与控除ができなかった月の前月末日をもって保障終了となります。)
●記載の保険料は、確定保険料を含め、令和7年12月18日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

【保険金額の上限について】

効力発生日 現在の年齢	本人	配偶者	
	年齢65歳6カ月以下	5,000万円	1,000万円
	年齢65歳6カ月超 70歳6カ月以下	2,500万円	500万円

(※)上限を超える方で「加入申込票」のご提出がない場合は、上記のとおり更新日付で自動的に減額して更新されます。



46ページ～48ページの「取扱内容[生命保険(団体定期保険)]」、49ページの「その他取扱い[生命保険(団体定期保険)・ハイライフ年金(拠出型企業年金保険)共通]」もあわせてご確認ください。

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払い
する場合・しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

お手続きのご案内

WEB申込
サイトのご案内

病気とケガ

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)
(団体定期保険 (生命保険部分))

病気やケガで入院したとき等に
保険金をお支払いする保険です。

最大
約**53%**
割引!!

お申込みできる方および加入できる方 (被保険者になれる方)

社員区分①		社員区分②
役員・正社員	週契約時間 30時間以上の パートナー社員	週契約時間 20時間以上の パートナー社員

加入できる家族 (被保険者になれる方)

本人	配偶者・子ども	両親・兄弟姉妹
----	---------	---------

加入対象年齢: 令和8年7月1日現在生後15日以上満74才以下の方
(それぞれの方が個別に加入できます。)

いずれか1つのコースに加入いただきます。5つのオプションを組み合わせることも可能です。

※レディースプランへのご加入は女性に限りです。
※基本補償にご加入の方は59ページをご覧ください。

※団体割引30%、優良割引25%、大口契約割引10%適用

	このようなときに補償されます	スタンダードプラン		ワイドプラン			レディースプラン	
		10,000円コース	5,000円コース	10,000円コース	5,000円コース	2,500円コース	10,000円コース	5,000円コース
ケガ	入院 初日から補償 ケガで入院したとき 1,095日以内 180日限度	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 2,500円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
	手術 ケガで手術を受けたとき	入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 5万円	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円	入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 5万円	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円	入院中の手術 2.5万円 入院中以外の手術 1.25万円	入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 5万円	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円
	通院 初日から補償 ケガで通院したとき 180日以内 90日限度	1日につき 6,000円	1日につき 3,000円	1日につき 6,000円	1日につき 3,000円	1日につき 1,500円	1日につき 6,000円	1日につき 3,000円
	死亡・後遺障害(注) ケガで死亡または 後遺障害が残ったとき	最高 1,000万円	最高 500万円	最高 1,000万円	最高 500万円	最高 250万円	最高 1,000万円	最高 500万円
病気	入院 初日から補償 病気で入院したとき 1,095日以内 180日限度	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 2,500円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
	手術 病気で手術を受けたとき	入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 5万円	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円	入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 5万円	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円	入院中の手術 2.5万円 入院中以外の手術 1.25万円	入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 5万円	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円
	放射線治療 病気で放射線治療を受けたとき	10万円	5万円	10万円	5万円	2.5万円	10万円	5万円
	退院後通院 初日から補償 退院後にその病気で 通院したとき 180日以内 30日限度	1日につき 6,000円	1日につき 3,000円	1日につき 6,000円	1日につき 3,000円	1日につき 1,500円	1日につき 6,000円	1日につき 3,000円
	成人病 2倍支払特約 病気が特約記載の成人病(がん、糖尿 病等)であるとき、その治療目的とする 入院の期間、手術・放射線治療に対 して、疾病保険金を2倍にしてお支払い	— (特約セットなし)	— (特約セットなし)	○ (特約セットあり)	○ (特約セットあり)	○ (特約セットあり)	— (特約セットなし)	— (特約セットなし)
	女性特定疾病 2倍支払特約 病気が特約記載の女性特定疾病であ るとき、その治療を目的とする入院 の期間、手術・放射線治療に対して、 疾病保険金を2倍にしてお支払い	— (特約セットなし)	— (特約セットなし)	— (特約セットなし)	— (特約セットなし)	— (特約セットなし)	○ (特約セットあり)	○ (特約セットあり)
病気・ケガ	先進医療 病気・ケガで 国内で先進医療を受けたとき	1,000万円限度	1,000万円限度	1,000万円限度	1,000万円限度	1,000万円限度	1,000万円限度	1,000万円限度
	死亡・高度障がい ※加入対象は役員*・正社員*、週契約 時間30時間以上のパートナー社員* 本人のみ *受入出向者を除く 死亡または病気・ケガで所定の 高度障がい状態になられたとき	200万円	100万円	200万円	100万円	100万円	200万円	100万円

オプション	補償内容	補償金額	備考
天災オプション	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(入院・手術・通院・死亡・後遺障害・先進医療)も補償	どのプランにもセットできます	
入院時一時金オプション	傷害入院または疾病入院に該当したとき	保険金額10万円 または 5万円(どのプランにもセットできます)	(ワイドプラン、レディースプランご加入の方がそれぞれ成人病、女性疾病で入院した場合は、記載の保険金額の2倍をお支払いします)
がん診断保険金オプション	特約記載のがんと診断確定されたとき	保険金額100万円 または 50万円(どのプランにもセットできます)	
三大疾病診断保険金オプション	特約記載の三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)に罹患、発病し、所定の要件を充足したとき	保険金額100万円 または 50万円(どのプランにもセットできます)	
介護一時金オプション	特約記載の要介護状態が180日を 超えて継続した場合	保険金額300万円(どのプランにもセットできます)	※新規でのご加入はできません。 昨年までご加入されていた方は引き続きご継続いただけます。 [介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住居リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。]

(注) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

必ずご確認ください!
【現在「病気とケガ」ご加入の方へ】
保険金額の増額、疾病を補償する特約(がん診断保険金オプション、三大疾病診断保険金オプション、入院時一時金オプション)を追加される場合は健康状況の告知が必要となります。その際告知された特定の疾病・病状群については(現在ご加入の補償を含めて)「病気とケガ」すべてにおいて補償対象外となります。したがって、現在「病気とケガ」ご加入の方で新たに特定の疾病・病状群の告知事項がある場合は、同一プランでのご継続をおすすめします。

【健康に関する告知について】
新規加入、保険金額の増額、疾病を補償する特約(がん診断保険金オプション、三大疾病診断保険金オプション、入院時一時金オプション)を追加される場合は健康状況の告知が必要となります。その際告知された特定の疾病・病状群については(現在ご加入の補償を含めて)「病気とケガ」すべてにおいて補償対象外となります。

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害・総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合・しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

お手続きのご案内

WEB申込サイト
ログインのご案内

病気とケガ

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)
(団体定期保険 (生命保険部分))

病気やケガで入院したとき等に
保険金をお支払いする保険です。

最大
約**53%**
割引!!

お申込みできる方および加入できる方 (被保険者になれる方)

社員区分①		社員区分②
役員・正社員	週契約時間 30時間以上の パートナー社員	週契約時間 20時間以上の パートナー社員

加入できる家族 (被保険者になれる方)

本人	配偶者・子ども	両親・兄弟姉妹
----	---------	---------

いずれか1つのコースに加入いただけます。5つのオプションを組み合わせることも可能です。

※レディースプランへのご加入は女性に限りです。

※基本補償・介護一時金オプションにご加入の方は59ページをご覧ください。

※団体割引30%、優良割引25%、大口契約割引10%適用

加入対象年齢: 令和8年7月1日現在生後15日以上満74才以下の方
(それぞれの方が個別に加入できます。)

セットプランの 月払保険料	スタンダード プラン		ワイド プラン			レディース プラン	
	10,000円 コース	5,000円 コース	10,000円 コース	5,000円 コース	2,500円 コース	10,000円 コース	5,000円 コース
令和8年7月1日現在 生後15日~4才	2,630円	1,320円	2,710円	1,370円	720円	2,760円	1,400円
5~9才	2,460円	1,250円	2,520円	1,280円	670円	2,570円	1,290円
10~14才	2,200円	1,120円	2,230円	1,130円	600円	2,250円	1,150円
15~19才	2,210円	1,130円	2,240円	1,140円	600円	2,280円	1,160円
20~24才	2,370円	1,200円	2,400円	1,210円	640円	2,490円	1,260円
25~29才	2,580円	1,300円	2,630円	1,340円	700円	2,840円	1,430円
30~34才	2,790円	1,410円	2,900円	1,470円	760円	3,200円	1,620円
35~39才	2,830円	1,440円	3,020円	1,520円	790円	3,290円	1,660円
40~44才	2,870円	1,450円	3,110円	1,570円	810円	3,320円	1,680円
45~49才	3,130円	1,580円	3,540円	1,780円	920円	3,670円	1,850円
50~54才	3,580円	1,800円	4,260円	2,140円	1,100円	4,260円	2,140円
55~59才	4,250円	2,130円	5,290円	2,670円	1,360円	5,170円	2,600円
60~64才	5,360円	2,690円	6,970円	3,500円	1,780円	6,740円	3,380円
65~69才	7,310円	3,670円	9,850円	4,940円	2,510円	9,400円	4,720円
70~74才	10,140円	5,080円	14,050円	7,040円	3,550円	13,280円	6,650円

天災オプション (生後15日~ 満74才全 年令共通)	220円	110円	220円	110円	50円	220円	110円

※入院時一時金オプションは、セットプランと同一プランのみ
ご加入いただけます。

入院時一時金オプション					
スタンダードプランに ご加入の方		ワイドプランに ご加入の方		レディースプランに ご加入の方	
10万円の場合	5万円の場合	10万円の場合	5万円の場合	10万円の場合	5万円の場合
320円	160円	360円	180円	370円	190円
270円	140円	290円	150円	310円	150円
190円	100円	210円	100円	220円	110円
180円	90円	190円	100円	210円	100円
220円	110円	230円	110円	260円	130円
260円	130円	280円	140円	350円	170円
330円	160円	360円	180円	460円	230円
340円	170円	390円	200円	470円	240円
330円	160円	390円	200円	460円	230円
350円	170円	440円	220円	470円	230円
390円	200円	520円	260円	530円	260円
470円	240円	660円	330円	630円	320円
630円	320円	900円	450円	850円	430円
860円	430円	1,240円	620円	1,170円	590円
1,100円	550円	1,590円	800円	1,490円	750円

+

+

がん診断保険金 オプション		三大疾病診断 保険金オプション	
100万円の場合	50万円の場合	100万円の場合	50万円の場合
20円	10円	40円	20円
20円	10円	40円	20円
20円	10円	40円	20円
20円	10円	40円	20円
20円	10円	50円	20円
80円	40円	140円	70円
150円	80円	240円	120円
240円	120円	370円	190円
390円	200円	570円	290円
590円	290円	850円	430円
720円	360円	1,050円	520円
1,160円	580円	1,670円	830円
2,260円	1,130円	3,210円	1,610円
3,030円	1,520円	4,280円	2,140円
3,890円	1,950円	5,470円	2,740円

※社員区分①: 役員・正社員、週契約時間30時間以上のパートナー社員
 ※社員区分①の方には死亡・高度障がい保障として、団体定期保険 (生命保険) が100万円 (10,000円コースは200万円) 付保されますので団体定期保険の告知が必要です。ただし、告知内容により、付保されない場合もあります。
 ※社員区分②の方には、死亡・高度障がい保障 (団体定期保険) は付保されません。

必ずご確認ください! **【現在「病気とケガ」ご加入の方へ】**
 保険金額の増額、疾病を補償する特約 (がん診断保険金オプション、三大疾病診断保険金オプション、入院時一時金オプション) を追加される場合は健康状況の告知が必要となります。その際告知された特定の疾病・病状群については (現在ご加入の補償を含めて) 「病気とケガ」すべてにおいて補償対象外となります。したがって、現在「病気とケガ」ご加入の方で新たに特定の疾病・病状群の告知事項がある場合は、同一プランでのご継続をおすすめします。

【健康に関する告知について】
 新規加入、保険金額の増額、疾病を補償する特約 (がん診断保険金オプション、三大疾病診断保険金オプション、入院時一時金オプション) を追加される場合は健康状況の告知が必要となります。その際告知された特定の疾病・病状群については (現在ご加入の補償を含めて) 「病気とケガ」すべてにおいて補償対象外となります。

※役員・正社員、週契約時間30時間以上のパートナー社員の方については上記保険料に加え、団体定期保険の月払保険料として、右記の月払保険料が追加となります。なお、右記追加月払保険料は概算であり、正規保険料は申込締切後に算出し、更新日 (今回は令和8年7月1日) から適用します。保険料は、毎年更新日に再計算し適用します。団体定期保険に関しては、必ず当パンフレットの「生命保険」(13ページ~14ページ、46ページ~52ページ) をご確認ください。(なお「病気とケガ」に付保されている団体定期保険については、更新日時点で年齢70歳6カ月まで新規加入・継続いただくことができます。更新日時点で年齢が70歳6カ月超の方は団体定期保険部分は脱退となります。また、OB会への移行時に団体定期保険部分の保障がなくなります。)

対象プラン	追加月払 保険料 (概算)	保障内容
スタンダードプラン: 5,000円コース ワイドプラン: 5,000円コース ワイドプラン: 2,500円コース レディースプラン: 5,000円コース	350円	団体定期保険 (死亡・高度障がい) 100万円
スタンダードプラン: 10,000円コース ワイドプラン: 10,000円コース レディースプラン: 10,000円コース	700円	団体定期保険 (死亡・高度障がい) 200万円

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害・総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払い
する場合・しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

お手続きのご案内

WEB申込サイト
ログインのご案内

終身介護

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

社会の高齢化に伴い、介護の必要性が高まっています。介護に伴う、身体・精神・経済的な負担は大変なものです。このご案内を機に終身介護を活用してみませんか？

最大約53%割引!!

お申込みできる方および加入できる方(被保険者になれる方)

社員区分①		社員区分②
役員・正社員	週契約時間30時間以上のパートナー社員	週契約時間20時間以上のパートナー社員

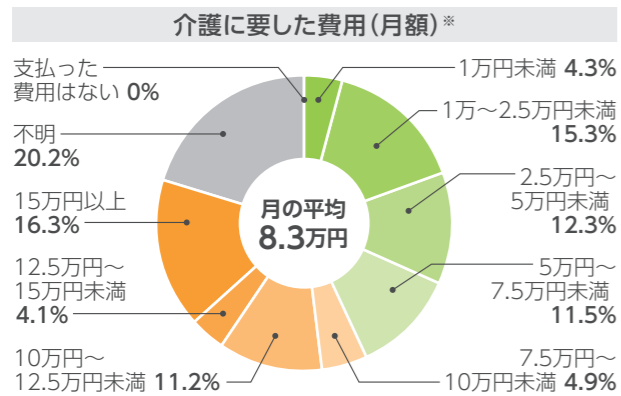
加入できる家族(被保険者になれる方)

本人	配偶者・子ども	両親・兄弟姉妹
----	---------	---------

加入対象年齢: 令和8年7月1日現在満15才以上満89才以下の方(それぞれの方が個別に加入できます)

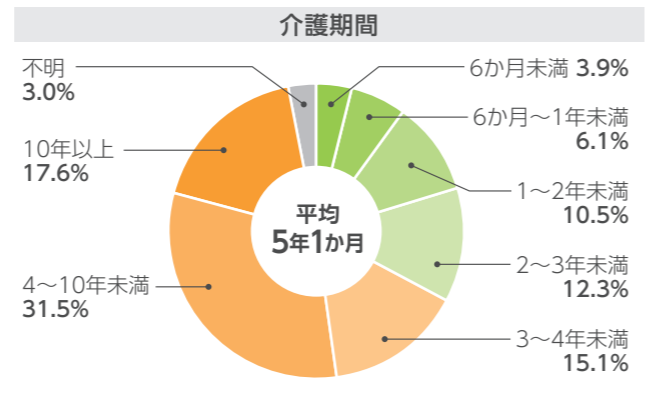
ご存じですか? 介護の現状

介護には年間平均99.6万円もの費用がかかっています。



出典: 生命保険文化センター「令和3年度生命保険に関する全国実態調査」
* 公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

介護期間は平均5年1か月となっています。介護期間が4年を超えるケースが約5割に及びます。

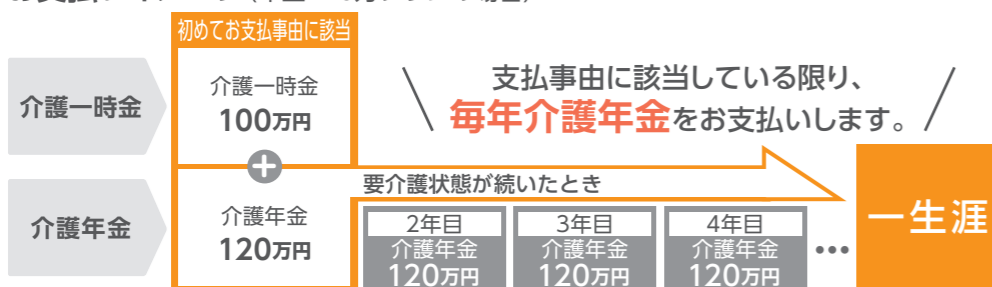


出典: 生命保険文化センター「令和3年度生命保険に関する全国実態調査」

「終身介護」ってどんな補償なの?

病気やケガで、万が一**要介護2以上または約款所定の状態**となり、90日を超えて継続した場合、**一生涯の介護補償**をご提供いたします!

お支払いイメージ(年金120万プランの場合)



要介護2とは?
軽度の介護を必要とする状態です。
運動や細かい作業に支障が出たり、対人コミュニケーションが円滑にできなくなることがあります。

* 傷害死亡・後遺障害保険金額10万円が自動セットされます。
* このプランにはフランチャイズ期間が90日設定されております。
* 介護年金をお支払いしている期間にご解約された場合も、支払事由に該当している限り、毎年介護年金をお支払いします。

ポイント1
介護一時金 **100万円!**

ポイント2
要介護2以上または約款所定の状態が継続する限り
毎年**60万円・120万円・180万円**をお支払い!
* 3つのプランからご選択いただけます。

加入対象者・加入条件は?

従業員のみなさまと配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹の方もご加入いただけます。

◇終身介護に付保されている団体定期保険部分は本人のみです。
従業員さまご本人に加入いただく場合は、「病気とケガ(スタンダード・ワイド・レディース)」または「病気とケガ介護専用プラン」(22ページご参照)に加入いただくことが必須です。

新規加入	満15才以上、満89才以下
プラン変更	満15才以上、満89才以下
継続	満89才に達した直後の7月1日午後4時まで

(令和8年7月1日時点)

— 詳しくは、「病気とケガ」の15~18ページをご確認ください。 —

保険金はどんな時に、いくら支払われるの? 詳細は35~37ページをご覧ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金額
介護一時金 ^(※1)	要介護状態(要介護2以上の状態)となりフランチャイズ期間(90日)を超えて継続した場合に全額お支払いします。	100万円
介護年金	要介護状態(要介護2以上の状態)となりフランチャイズ期間(90日)を超えて継続した場合に、要介護状態(要介護2以上の状態)となっている期間1日につき、右記年額を日割りでお支払いします。	年額60万円、120万円、180万円からコースを選択
傷害死亡・後遺障害保険金額 ^(※2)	事故によるケガで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになられた場合、または後遺障害が発生した場合にお支払いします。	10万円

(※1) 介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。
(※2) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

フランチャイズ期間とは
介護一時金支払特約・介護年金支払特約では、要介護状態となり要介護状態が一定の期間を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。この一定の期間のことを「フランチャイズ期間」といいます。セブン-イレブンチェーンにて使用する「フランチャイズ」とは異なります。

どうやって支払われるの? <お支払いイメージ>



- 一時金の受取は1度のみで受取後は年金部分のみ継続可能です。
* 介護年金をお支払いしている期間にご解約された場合も、支払事由に該当している限り、毎年介護年金をお支払いします。
* 終身介護の加入対象年齢を超えた場合も、支払事由に該当している限り毎年介護年金をお支払いします。
- **一時金の受取時には要介護状態開始日から満期日(7月1日)までの保険料の一括支払が必要です。**
- 保険金の受取は要介護状態開始日から90日経過後もその状態が継続していた場合に可能です。

お支払いする保険金の例

年金120万プランにご加入の場合	第1回目お支払	第2回目お支払
介護一時金(保険金額) 100万円	期間 令和9年1月1日~令和9年6月30日(181日)	期間 令和9年7月1日~令和9年12月31日(184日)
介護年金(保険金額) 120万円	支払額 介護年金: 595,128円 (3,288円 ^(*) ×181日)	支払額 介護年金: 604,992円 (3,288円 ^(*) ×184日)
要介護状態開始日 令和9年1月1日	介護一時金: 1,000,000円	以降、要介護状態が継続する限り一生涯「介護年金」をお支払い
フランチャイズ期間終了日 令和9年3月31日	総額 1,595,128円	総額 604,992円

(*) 1日あたりの支給額(介護年金年額(120万円)を365日で分割した額)。
* 傷害死亡・後遺障害保険金額10万円が自動セットされます。

制度概要
生命保険
病気とケガ
終身介護
交通傷害総合賠償
長期所得補償
ハイライフ年金
保険金をお支払いする場合・しない場合
取扱内容
重要事項のご説明
お手続きのご案内
WEB申込サイト
ログインのご案内

終身介護

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

社会の高齢化に伴い、介護の必要性が高まっています。介護に伴う、身体・精神・経済的な負担は大変なものです。このご案内を機に終身介護を活用してみませんか？

最大
約53%
割引!!

お申込みできる方および加入できる方(被保険者になれる方)

社員区分①		社員区分②
役員・正社員	週契約時間 30時間以上の パートナー社員	週契約時間 20時間以上の パートナー社員

加入できる家族(被保険者になれる方)

本人	配偶者・子ども	両親・兄弟姉妹
----	---------	---------

加入対象年齢:令和8年7月1日現在満15才以上満89才以下の方(それぞれの方が個別に加入できます)

※団体割引30%、優良割引25%、大口契約割引10%適用

終身介護のご加入条件

従業員ご本人さまが加入される場合

- 「病気とケガ(スタンダード、ワイド、レディース)」か「病気とケガ介護専用プラン」のいずれかのご加入が必須。
- 健康状況告知欄に「はい」がある場合、特定疾病対象外(*)でのお引受となります。**A欄疾病に該当する場合はご加入いただけません。**

従業員のご家族さまが加入される場合

- 病気とケガ(スタンダード、ワイド、レディース)か病気とケガ介護専用プランのいずれかの加入は必要ありません。**「終身介護」のみでご加入いただけます。**
- 健康状況告知欄に「はい」がある場合、特定疾病対象外(*)でのお引受となります。**A欄疾病に該当する場合はご加入いただけません。**

(*)特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。

月払保険料表

年金180万プラン

年金120万プラン

オススメ
です!

年金60万プラン

補償内容	年金180万プラン		年金120万プラン		年金60万プラン	
	保険金の種類	保険金額	保険金の種類	保険金額	保険金の種類	保険金額
介護一時金: 介護年金: 傷害死亡・後遺障害保険金額:10万円	介護一時金: 介護年金: 傷害死亡・後遺障害保険金額:10万円	100万円 年額180万円	介護一時金: 介護年金: 傷害死亡・後遺障害保険金額:10万円	100万円 年額120万円	介護一時金: 介護年金: 傷害死亡・後遺障害保険金額:10万円	100万円 年額60万円
年齢	男女共通		男女共通		男女共通	
15~24才	480円		320円		170円	
25~29才	430円		290円		160円	
30~34才	390円		260円		140円	
35~39才	360円		240円		130円	
40~44才	320円		220円		120円	
45~49才	630円		420円		220円	
50~54才	1,190円		810円		420円	
55~59才	2,450円		1,660円		860円	
60~64才	4,680円		3,170円		1,670円	
65~69才	9,370円		6,360円		3,360円	
70~74才	18,550円		12,630円		6,710円	
75~79才	33,100円		22,640円		12,190円	
80~84才	72,760円		50,000円		27,240円	
85~89才	120,330円		83,210円		46,100円	

※従業員のご家族さま(配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹)がご加入される場合も上記月払保険料表に記載の金額でのお申込みとなります。

ご注意事項

- 令和8年7月1日時点で75才以上の方は、「病気とケガ」加入資格がないため、終身介護のみでご加入いただけます。
- ご加入できる方は、令和8年7月1日時点で満89才までの方となります。
- 健康状況告知でA欄疾病に該当する方はご加入いただけません。
- 既に要介護状態の方はお申しいただけません。
※保険金お支払についての詳細は35~37ページをご確認ください。
- 脱退のお手続きをしない限りは自動継続となります。なお、ご継続は加入者が満89才に達した直後の7月1日午後4時までの補償となります。以後のご継続はできません。



従業員さまご本人が加入される場合のみ、「病気とケガ(スタンダード・ワイド・レディース)」または「病気とケガ介護専用保険プラン」のいずれかのご加入が必須です。選択された「病気とケガ」の保険料は「終身介護」の保険料に追加されます。

※すでに「病気とケガ」にご加入の場合は、あらたに追加いただく必要はございません。

病気とケガ (スタンダード・ワイド・レディース)

プランや保険料については15~18ページをご確認ください。

… または …

病気とケガ 介護専用プラン

「病気とケガ介護専用プラン」は、従業員さまご本人が終身介護に加入される時のみに選択できる終身介護専用のプランです。「病気とケガ(スタンダード・ワイド・レディース)」に比べ、お安い保険料で加入いただくことができます。

	保険金額	月払保険料(概算)
病気とケガ 介護専用プラン	団体定期保険	50万円
	傷害死亡・後遺障害	50万円
	傷害入院	1,000円
		245円

※社員区分①の方が、新規で団体定期保険にご加入の場合は、団体定期保険の告知が必要です。ただし、告知内容により、付保されない場合もあります。
※社員区分②の方は、団体定期保険の保障はなく、月払保険料は70円となります。
※病気とケガ介護専用プランにはオプションを追加することはできません。オプションの加入をご希望の方は、病気とケガ(スタンダード・ワイド・レディース)にご加入ください。

— 詳しくは、「病気とケガ」の15~18ページをご確認ください。 —

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合・しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

お手続きのご案内

WEB申込サイト
ログインのご案内

交通傷害

団体総合生活補償保険(標準型)

単独加入

口数選択
(3口まで)

約**53%**割引!!

※団体割引30%、優良割引25%、大口契約割引10%適用

お申込みできる方および加入できる方(被保険者となれる方)

役員・正社員	週契約時間 30時間以上の パートナー社員	週契約時間 20時間以上の パートナー社員
--------	-----------------------------	-----------------------------

加入できる家族(被保険者となれる方)

本人	配偶者・子ども	両親・兄弟姉妹
----	---------	---------

(それぞれの方が個別に加入できます。)

思いがけない交通事故によるケガに備えられます。



			保険金額
交通事故によるケガ	入院	初日から補償 ケガで入院したとき	1日につき 6,000円 <small>180日以内 180日限度</small>
	手術	ケガで手術を受けたとき	入院中の手術 6万円 入院中以外の手術 3万円
	通院	初日から補償 ケガで通院したとき	1日につき 4,000円 <small>180日以内 90日限度</small>
	死亡・後遺障害 ^(注)	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	800万円

口数	月払保険料
1口	420円
2口	840円
3口	1,260円

- 交通事故によるケガに限り、死亡・後遺障害・入院・手術・通院された場合の保険金をお支払いします。
- 上記4つの補償がセットになったお手軽プランです。
※上記は、1口あたりの保険金額となります。
※交通事故の定義については42ページをご参照ください。
(注) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

想定支払事例

長期間の入院にも対応します!

車に衝突され、右足を骨折。45日間入院し、退院後20日間通院したケース

交通傷害 2口に加入の場合

- ・傷害入院保険金 12,000円×45日=540,000円
- ・傷害通院保険金 8,000円×20日=160,000円

合計 **700,000円**

身近なケガにもお役に立つ補償です!

駅構内(改札内)の階段で転び、胸部を打撲。7日間通院したケース

交通傷害 3口に加入の場合

- ・傷害通院保険金 12,000円×7日=84,000円

合計 **84,000円**

総合賠償

団体総合生活補償保険(標準型)

単独加入

最大
約**53%**割引!!

※団体割引30%、優良割引25%、大口契約割引10%適用

お申込みできる方および加入できる方(被保険者となれる方)

役員・正社員	週契約時間 30時間以上の パートナー社員	週契約時間 20時間以上の パートナー社員
--------	-----------------------------	-----------------------------

加入できる家族(被保険者になれる方)

本人	配偶者×子ども	両親×兄弟姉妹
----	---------	---------

※日常生活賠償については本人の加入で家族全員が補償の対象になります。

日常の賠償事故をしっかりガードします。携行品の損害も補償!



			保険金額
Aセット Bセット	日常生活賠償 (家族*全員が補償の対象になります。) ※自動車事故は対象外です。	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したることなどにより法律上の損害賠償責任を負われたとき 国内のみ示談交渉サービス付	1億円 (自己負担額なし)
	携行品損害 ^(※1) (本人のみ)	国内・海外補償 外出先で携行品を破損したり、盗まれたりなどしたとき	25万円 (自己負担額3,000円)
	ケガによる死亡・後遺障害 ^(※2) (本人のみ)	国内・海外補償 ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	45万円
	ホールインワン・アルパトロス費用 ^(※3) (本人のみ)	国内のみ補償 ホールインワンまたはアルパトロスを達成したとき(祝賀会等の費用)	50万円

*「家族」の被保険者の範囲は、38~39ページ「保険金をお支払いする場合・しない主な場合」をご参照ください。

- (※1) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。
- (※2) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
- (※3) 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は39~40ページをご参照ください。
① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

月払保険料	セット	月払保険料
	Aセット	200円
	Bセット	540円

- (注1) 他に同種の危険を補償する保険契約等があり、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合、実際にかかった費用(自己負担額がある場合はその額を差し引いた額)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。(死亡・後遺障害を除きます。)なお、ホールインワン・アルパトロス費用は、他の保険契約等の保険金額のいずれか高い方がお支払いの限度となりますので、ご注意ください(他の保険契約等の保険金額または共済金額と本保険の保険金額を合算した金額が限度とはなりません。)
- (注2) 上記は職種別A(事務従事者、販売従事者等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

自転車賠償責任保険の加入義務化にも対応できます

ご存知ですか? 自転車運転中に歩行者と衝突し、重度の後遺障害を負わせた場合、数千万円の損害賠償金を支払わなくてはならないことがあります。

裁判事例 男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

判決容認額^(※) **9,521万円** (神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

(※) 判決容認額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

出典:日本損害保険協会「知っていますか?自転車事故の実態と備え」(2023年8月版)

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合・しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

お手続きのご案内

WEB申込サイト

ログインのご案内

長期所得補償

団体長期障害
所得補償保険

長期間働けなくなったとき、従業員の
皆さまの生活をサポートします。

単独
加入

口数
選択
(6口まで)

72%
割引!!

お申込みできる方および加入できる方(被保険者になれる方)

役員・正社員

週契約時間
30時間以上の
パートナー社員

週契約時間
20時間以上の
パートナー社員

加入できる家族(被保険者になれる方)

本人

配偶者・子ども

両親・兄弟姉妹

優良割引が60%適用されています。
この割引は、契約全体の保険料・支払保険金の実績により毎年変動します。

※団体割引30%、優良割引60%適用

加入対象年齢:令和8年7月1日現在満15才以上満58才以下の方

突然の事故や病気で働けなくなってしまった…



病気になり、
長期間入院することになってしまった…



交通事故にあい、
長期間入院することになってしまった…

収入がなくなった後も、日々生活の出費は続きます。

どうしよう…



医療費用



家賃・住宅ローン



各種ローンの返済



教育費



生活費

そこで

「長期所得補償」による長期の収入補償をおすすめします!

1 団体制度でしか加入できません!!

このプランは個人で契約することはできません。
この機会にぜひご加入ください。
(注)被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、53ページの「契約概要」をご確認ください。

2 長期にわたる就業障害を補償!!

公的保険や従来の所得補償保険では補えない
長期の就業障害を補償します。

3 いつでも・どこでも補償!!

病気やケガの発生原因が、就業中でも
プライベートでも24時間、国内外問わず
補償します。

4 精神障害補償特約付!!

所定の精神障害についても補償。なお、この
特約による保険金の支払いは、基本契約の
てん補期間にかかわらず、免責期間終了日の
翌日から起算して24か月が限度となります。

5 自宅療養中も補償!!

入院中のみでなく、自宅療養中も
保険金の支払対象となります。

長期所得補償
なら収入減少の
リスクがカバー
できますよ!

ご存知
ですか

一般的な生命保険や傷害保険では生活費をカバーできません。

病気やケガで働くことができないとき、一般的な生命保険や傷害保険で医療費はカバーできても、生活費はカバーされません。
一般的な生命保険や傷害保険は、基本的に死亡時の収入減や入院時の医療費に備える保険です。

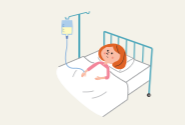


働けなくなったとき



医療費

生命保険・傷害保険で
カバーされる



働けなくなったとき



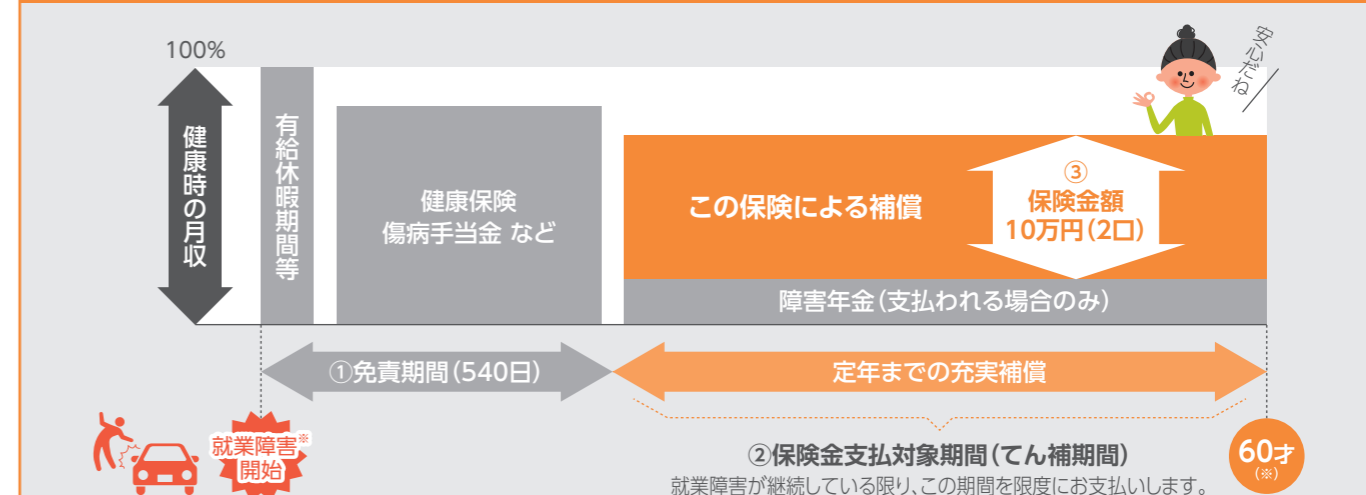
生活費

一般的な生命保険・傷害保険では
カバーされない

補償イメージ

健康時の収入を100とした時の収入イメージ図

※印を付した用語については42~43ページ「用語のご説明」をご覧ください。



交通事故で大ケガをし、免責期間(540日)中に全く働けず、その後も1年6か月働けない状態が続き、その後復職した場合

①免責期間^(※): 540日 ②保険金支払対象期間(てん補期間^(※)): 60才(定年年令)に達する誕生日前日の属する年度の3月末日まで
③保険金額: 10万円(2口)で加入した場合

保険金お支払例 保険金算出の計算式は41ページをご覧ください。

● 保険金支払対象期間(てん補期間)において1年6か月全く働けず、その後復職 ● 就業障害発生直前の各月における所得の額: 40万円

$$10万円 \times \left(1 - \frac{0万円}{40万円}\right) \times 100\% \times 18か月(1年6か月) = 180万円 \quad \blacktriangleright \quad \text{合計お支払保険金 } 180万円$$

【事故発生時の保険料の払込みについて】

就業障害により保険金の受け取りをされた場合は、受け取りを開始した月の属する保険期間末日まで保険料をいただきます。
(注)就業障害が続いてもなお加入し続ける場合は、その後も保険料を払込みいただきます。

ご加入プラン	保険金額(支払基礎所得額)	5万円(1口あたり)	最高保険金支払月額 30万円 (6口)
	補償期間(てん補期間)	60才に達する誕生日前日の属する年度の3月末日まで ^(※)	
	免責期間	540日	

(※)免責期間の終了日の翌日から起算したてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。
(注)精神障害補償特約による保険金の支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して24か月を限度とします。

(注)保険金額(支払基礎所得額): 平均月間所得額の40%以下となるような口数でお申込みいただけます。(ただし、6口まで)

月払保険料(1口当たり)	年令	男性	女性	年令	男性	女性
		111円	75円		233円	282円
	15~24才	111円	75円	40~44才	233円	282円
	25~29才	117円	96円	45~49才	304円	363円
	30~34才	137円	132円	50~54才	339円	377円
	35~39才	169円	188円	55~58才	358円	359円

●平均月間所得額については43ページをご覧ください。
●年令は保険始期日(令和8年7月1日)時点によります。

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合・しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

お手続きのご案内

WEB申込サイト
ログインのご案内

ハイライフ年金

【拠出型企業年金保険】

計画的な準備であなたの将来に「ゆとり」をゆとりある将来に向けた、長期の積立制度です。

加入(増額)日:
令和8年7月1日

お申込みできる方および加入できる方(被保険者になれる方)※

役員*・正社員*	週契約時間 30時間以上の パートナー社員*	週契約時間 20時間以上の パートナー社員*
----------	------------------------------	------------------------------

○は対象、×は対象外です。 ※加入日現在、満15歳以上の方で、保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある役員・正社員、*受入出向者を含まない 週契約時間30時間以上のパートナー社員の方。

加入できる家族(被保険者になれる方)※

本人	配偶者・子ども	両親・兄弟姉妹
----	---------	---------

意向確認書 ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

◎財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄
- 給付内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の公的年金シミュレーターはこちら



60ページ～61ページに記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用Webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

財産形成や老後の生活資金確保に

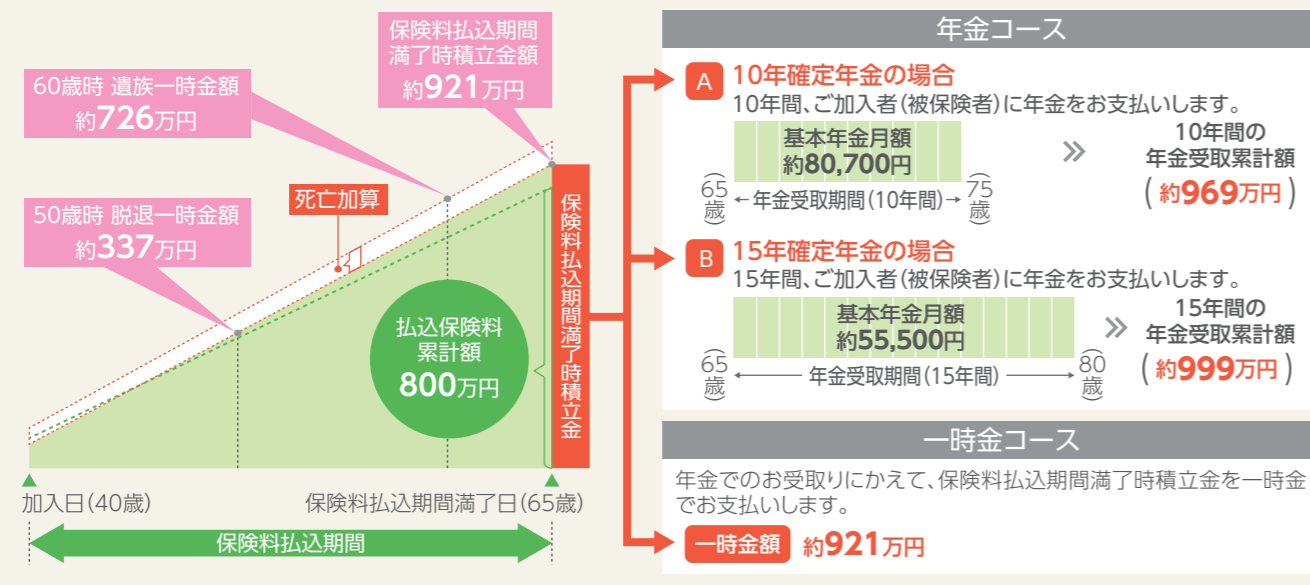
【この保険の特徴】

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に脱退された場合はご加入者(被保険者)に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。



しくみ図

- ご加入例
- ご加入年齢 ▶ 40歳
 - 保険料(月払) ▶ 10,000円(1口1,000円で10口加入)
 - 保険料払込期間満了年齢 ▶ 65歳
 - 保険料(半年払) ▶ 100,000円(1口1,000円で100口加入)



〈保険料払込期間満了後の給付内容〉

保険料払込期間満了時に、以下の年金種類もしくは一時金受取りからいずれか1つの受取方法を選択いただくことができます。

確定年金	保証期間付終身年金	一時金
5年・10年・15年・20年	保証期間: 5年・10年・15年・20年	

※この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差し引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。基本年金月額、100円未満を切り捨てた概算額を記載しております。年金受取累計額は、基本年金月額(円単位)に年金受取月数を乗じた後、10,000円未満を切り捨てた概算額を記載しております。

〈給付額について〉

- ・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。
- (注)積立期間によっては、積立金額(脱退一時金額)が払込保険料累計額を下回る場合があります。
- ※28ページに記載の給付額試算表のグレーの部分です。ただし積立金額(脱退一時金額)が払込保険料累計額を下回る期間等は今後変動する可能性があります。

¥ 給付額試算表

- この商品は、積立金額が払込保険料累計額(元本)を上回るには、一定の期間を要する場合があります。(下表の例の場合、月払:1年間、半年払:2年間)
- 下表は、前提・条件をおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は<当パンフレットに記載の給付額について>をご確認ください。

[月払10口 10,000円・半年払100口 100,000円加入の場合(保険料払込期間満了年齢:65歳)]

【月払】

積立期間	払込保険料累計額	積立金額(脱退一時金額)	10年確定年金基本年金月額	15年確定年金基本年金月額	10年保証期間付終身年金 基本年金月額	
					男性	女性
1年	120,000円	約120,600円	約(1,000)円	約(700)円	約(500)円	約(500)円
2年	240,000円	約242,500円	約(2,100)円	約(1,400)円	約(1,100)円	約(1,000)円
3年	360,000円	約365,900円	約(3,200)円	約(2,200)円	約(1,800)円	約(1,500)円
4年	480,000円	約490,700円	約(4,300)円	約(2,900)円	約(2,400)円	約(2,000)円
5年	600,000円	約616,800円	約(5,400)円	約(3,700)円	約(3,000)円	約(2,600)円
6年	720,000円	約744,400円	約(6,500)円	約(4,400)円	約(3,600)円	約(3,100)円
10年	1,200,000円	約1,269,600円	約11,100円	約(7,600)円	約(6,200)円	約(5,300)円
20年	2,400,000円	約2,692,000円	約23,600円	約16,200円	約13,200円	約11,400円
30年	3,600,000円	約4,286,200円	約37,500円	約25,800円	約21,100円	約18,100円

【半年払】

積立期間	払込保険料累計額	積立金額(脱退一時金額)	10年確定年金基本年金月額	15年確定年金基本年金月額	10年保証期間付終身年金 基本年金月額	
					男性	女性
1年	200,000円	約199,000円	約(1,700)円	約(1,100)円	約(900)円	約(800)円
2年	400,000円	約402,000円	約(3,500)円	約(2,400)円	約(1,900)円	約(1,700)円
3年	600,000円	約606,000円	約(5,300)円	約(3,600)円	約(2,900)円	約(2,500)円
4年	800,000円	約813,000円	約(7,100)円	約(4,800)円	約(4,000)円	約(3,400)円
5年	1,000,000円	約1,022,000円	約(8,900)円	約(6,100)円	約(5,000)円	約(4,300)円
6年	1,200,000円	約1,233,000円	約(10,800)円	約(7,400)円	約(6,000)円	約(5,200)円
10年	2,000,000円	約2,104,000円	約18,400円	約12,600円	約10,300円	約(8,900)円
20年	4,000,000円	約4,461,000円	約39,100円	約26,800円	約21,900円	約18,900円
30年	6,000,000円	約7,103,000円	約62,200円	約42,800円	約34,900円	約30,100円

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。ただし、月払・半年払両方に加入されており、基本年金月額の合計が1万円以上の場合には、年金でお受取りになれます。なお()内は参考数値です。

当パンフレットに記載の給付額について

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が生じる場合があり、その期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。なお、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- ①当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - (1)この保険契約全体の加入口数が月払209,980口、半年払534,375口を常に維持していることを前提とします。
 - (2)ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - (3)引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率・予定事業費率等)(令和8年7月1日時点(予定)*)および引受割合(令和7年10月3日現在)に基づき計算しております。 ※計算時点で幹事会社の管理している各社数値
 - (4)この保険契約における令和7年4月1日現在の保険料積立金が積立期間の開始にあるものとして計算しております。
 - (5)記載の金額には、配当金を加味しておりません。
- ②今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率・予定事業費率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少等の変動をすることがあります。
- ③今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにならない場合もあります。
- ④年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日)途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになりません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- ⑤積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更等により、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が生じる場合があります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- ⑦給付額試算表は、4月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中(7月1日)加入の場合は、上記試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。



44ページ～45ページの「取扱内容[ハイライフ年金(拠出型企業年金保険)]」、49ページの「その他取扱い[生命保険(団体定期保険)・ハイライフ年金(拠出型企業年金保険)共通]」もあわせてご確認ください。

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合・しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

お手続きのご案内

WEB申込サイト
ログインのご案内

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、42～43ページの「用語のご説明」をご覧ください。
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)



「病気とケガ」「終身介護」「交通傷害」「総合賠償」「長期所得補償」 ご加入時のご注意(必ずお読みください)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注)傷害入院の日数には、入院された日を含みます。	$(\text{傷害入院保険金日額}) \times (\text{傷害入院の日数})$ (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ●事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ●1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等*を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波によるケガ(天災オプションにご加入の方は、天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した肺炎 ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられた場合	$1 \text{ 回の手術*} \times (\text{傷害入院保険金日額}) \times [10]$ (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の多いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの発生からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気*(*) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じやく)期の異常(*)の場合は、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気*(*) (加入者証等に記載されます。) など (注)保険期間の開始時(*)より前に発病*した病気*(*)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償するプランに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日(*)からご加入の継続する期間を過ぎ、1年以前であるときは、保険金をお支払いします。
傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギプス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定(*)であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限り、 (*)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限り、	$(\text{傷害通院保険金日額}) \times (\text{傷害通院の日数})$ (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ●事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ●1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

病気とケガ(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	$(\text{傷害死亡・後遺障害保険金額の全額})$ (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	(前ページ傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ)
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	$(\text{傷害死亡・後遺障害保険金額}) \times (\text{約款所定の保険金支払割合})$ (4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にお支払いした傷害後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 41ページ (☆)参照 	保険期間の開始後(*)に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$(\text{疾病入院保険金日額}) \times (\text{疾病入院の日数})$ (注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ●疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ●1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気* ●精神障害(*)およびそれによる病気* ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気*(*) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じやく)期の異常(*)の場合は、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気*(*) (加入者証等に記載されます。) など (注)保険期間の開始時(*)より前に発病*した病気*(*)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償するプランに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日(*)からご加入の継続する期間を過ぎ、1年以前であるときは、保険金をお支払いします。
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 41ページ (☆)参照 	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気*の治療*のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$1 \text{ 回の手術*} \times (\text{疾病入院保険金日額}) \times [10]$ (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の多いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 41ページ (☆)参照 	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気*の治療*のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合。	$1 \text{ 回の放射線治療*} \times (\text{疾病入院保険金日額}) \times [10]$ (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為に該当することとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療に対しては、保険金をお支払いしません。	次ページへ続く

病気とケガ(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

制度概要
 生命保険
 病気とケガ
 終身介護
 交通傷害総合賠償
 長期所得補償
 ハイライフ年金
 保険金をお支払いする場合・しない場合
 取扱内容
 重要事項のご説明
 お手続きのご案内
 WEB申込サイト
 ログインのご案内

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病放射線治療 保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット 41ページ (☆)参照	前ページの続き (*)病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	前ページの続き (*3) [異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常]とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000から079まで、081から099までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。	前ページの続き (*3) [異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常]とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000から079まで、081から099までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
疾病通院 保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット 41ページ (☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)	$疾病通院保険金日額 \times 疾病通院の日数$ (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ● 疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ● 1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)*によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	前ページの続き (*3) [異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常]とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000から079まで、081から099までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
先進医療費用 保険金 ★先進医療費用保険 金補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット	ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療*を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (*)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用(*1) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気*(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気*を発病*した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ*や病気* ● 自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心臓喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象外となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(天災オプショナルにご加入の方は、天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかんときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*

次ページへ続く

次ページへ続く

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用 保険金 ★先進医療費用 保険金補償 特約 ☆特定精神障害 補償特約セット	前ページの続き (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)*が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*1) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (*2) 先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	前ページの続き ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気*(*2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)*が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*1) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (*2) 先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	前ページの続き ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ● 精神障害(*1)およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)*(*2) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気*(*2) ● 麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常*(*3)の場合は、保険金をお支払いします。) ● 健康に関する告知*のご回答等により補償対象とならない病気*(*4)(加入者証等に記載されます。)*など (注) 保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガまたは発病*した病気*(*4)については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気*を発病した時が、そのケガまたは病気*による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3) 「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000から079まで、081から099までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
がん診断保険金 ★がん診断保険金 補償(待機期間 不設定型)特約	次のいずれかのがん*と診断確定*された場合 (保険期間中にがん*と診断確定された場合に限ります。) ① 保険期間の開始時(*1)以降に初めて罹患したがん ② 再発したがん(*2) ③ 転移したがん(*3) ④ 既払がん(*4)とは全く別のがん (注) がん診断保険金を補償するプランに継続加入の場合で、前回の保険金支払事由が該当日(*5)から、その日を含めて1年以内に再び上記①から④までのいずれかのがんと診断確定されたときは、保険金を支払いません。	$がん診断保険金額の全額$ (注1) 保険期間中1回に限ります。 (注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】がん診断保険金を補償するプランに継続加入の場合で、被保険者ががん*を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん* ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるがん(テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)*(*1) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん(*1) ● 麻薬等の使用によるがん(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 健康に関する告知*のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。)*に該当するがん*(*2) など (注) がん診断保険金を補償するプランに継続加入された場合で、がん*の原因となった事故発生の時または病気*を発病した時が、そのケガまたは病気*による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。

次ページへ続く



次ページへ続く

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合								
<p>がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約</p> 	<p>前ページの続き</p> <p>(※1)がん診断保険金を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。</p> <p>(※2)「再発したがん」とは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと診断確定されたがんをいいます。</p> <p>(※3)「転移したがん」とは、他の部位・臓器^(※6)に転移したと診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。</p> <p>(※4)「既払がん」とは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間が開始した以降にがんと診断確定され、既に保険金を支払ったがんをいいます。</p> <p>(※5)継続加入してきた最初のご契約からこの保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既に保険金を支払ったがんと診断確定された日のうち、この保険契約の始期日に最も近い日をいいます。</p> <p>(※6)同一の種類部位・臓器が複数ある場合、それらは同じ部位・臓器とみなします。</p>	<p>前ページの続き</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、がんを発病した時が、がんと診断確定*された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(注3)被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないこと等により保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は58ページの<代理請求人について>をご覧ください。</p>	<p>前ページの続き</p> <p>(注)保険期間の開始時^(※3)より前に発病*したがんについては保険金をお支払いしません。ただし、がん診断保険金を補償するプランに継続加入された場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定*された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(※1)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>(※2)そのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。</p> <p>(※3)がん診断保険金を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>								
<p>三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約</p> 	<p>特約記載の三大疾病(がん*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)(に罹患、発病*し、下表の支払要件を充足した場合(がんと診断確定*された時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により初めて入院*を開始された時^(※1)が保険期間中である場合に限り。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①がんに罹患したこと。</td> <td>次のいずれかのがんと診断確定された場合 ア. 保険期間の開始時^(※2)以降に初めて罹患したがん イ. 再発したがん^(※3) ウ. 転移したがん^(※4) エ. 既払がん^(※5)とは全く別のがん</td> </tr> <tr> <td>②急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>急性心筋梗塞と医師*によって診断され、急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始された場合</td> </tr> <tr> <td>③脳卒中を発病したこと。</td> <td>脳卒中と医師*によって診断され、脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始された場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>次ページへ続く</p>	支払事由	支払要件	①がんに罹患したこと。	次のいずれかのがんと診断確定された場合 ア. 保険期間の開始時 ^(※2) 以降に初めて罹患したがん イ. 再発したがん ^(※3) ウ. 転移したがん ^(※4) エ. 既払がん ^(※5) とは全く別のがん	②急性心筋梗塞を発病したこと。	急性心筋梗塞と医師*によって診断され、急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始された場合	③脳卒中を発病したこと。	脳卒中と医師*によって診断され、脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始された場合	<p>三大疾病診断保険金額の全額</p> <p>(注1)保険期間中1回に限り。また、(注2)三大疾病診断保険金を補償するプランに継続加入の場合、左記「保険金をお支払いする場合」の②および③について、保険金の支払回数は継続加入してきた最初のご契約の始期日から、それぞれ通算して1回とします。</p> <p>(注3)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】三大疾病診断保険金を補償するプランに継続加入の場合で、被保険者ががん*、急性心筋梗塞または脳卒中^(※)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①がん、急性心筋梗塞または脳卒中^(※)を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、がん、急性心筋梗塞または脳卒中^(※)を発病した時が、がんと診断確定*された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(注4)被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないこと等により保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は58ページの<代理請求人について>をご覧ください。</p> <p>(※)急性心筋梗塞または脳卒中には、その急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気を含みます。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん*、急性心筋梗塞または脳卒中</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中(テロ行為によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)^(※1)</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中^(※1)</p> <p>●麻薬等の使用によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならないがん、急性心筋梗塞または脳卒中^(※2)(加入者証等に記載されます。)</p> <p>(注)保険期間の開始時^(※3)より前に発病*したがん、急性心筋梗塞または脳卒中については保険金をお支払いしません。ただし、三大疾病診断保険金を補償するプランに継続加入された場合で、がん、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がんと診断確定*された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(※1)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>(※2)そのがん、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気を含みます。</p> <p>(※3)三大疾病診断保険金を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>
支払事由	支払要件										
①がんに罹患したこと。	次のいずれかのがんと診断確定された場合 ア. 保険期間の開始時 ^(※2) 以降に初めて罹患したがん イ. 再発したがん ^(※3) ウ. 転移したがん ^(※4) エ. 既払がん ^(※5) とは全く別のがん										
②急性心筋梗塞を発病したこと。	急性心筋梗塞と医師*によって診断され、急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始された場合										
③脳卒中を発病したこと。	脳卒中と医師*によって診断され、脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始された場合										

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約</p> 	<p>前ページの続き</p> <p>(注)三大疾病診断保険金を補償するプランに継続加入の場合、上記①について、前回の保険金支払事由が当該日^(※6)から、その日を含めて1年以内に再び上記①ア. からエ. までのいずれかのがんと診断確定されたときは、保険金を支払いません。</p> <p>(※1)初めて入院を開始された時とは、同一の病気*を原因とする一連の入院のうち、最初の入院を開始された時をいいます。</p> <p>(※2)三大疾病診断保険金を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。</p> <p>(※3)「再発したがん」とは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと診断確定されたがんをいいます。</p> <p>(※4)「転移したがん」とは、他の部位・臓器^(※7)に転移したと診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。</p> <p>(※5)「既払がん」とは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間が開始した以降にがんと診断確定され、既に保険金を支払ったがんをいいます。</p> <p>(※6)継続加入してきた最初のご契約からこの保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既に保険金を支払ったがんと診断確定された日のうち、この保険契約の始期日に最も近い日をいいます。</p> <p>(※7)同一の種類部位・臓器が複数ある場合、それらは同じ部位・臓器とみなします。</p>	<p>三大疾病診断保険金額の全額</p> <p>(注1)介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p> <p>(注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】被保険者が要介護状態となった場合に補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態</p> <p>●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*中または麻薬等を使用している運転中の事故による要介護状態</p> <p>●麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性による要介護状態</p> <p>●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*</p> <p>●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気を(加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。)</p> <p>など</p> <p>次ページへ続く</p>
<p>介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約</p> 	<p>保険期間中に、被保険者^(※)が要介護状態(要介護3以上の状態)^(※)となり、180日を超えて継続した場合</p> <p>(*)この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p>	<p>介護一時金額の全額</p> <p>(注1)介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p> <p>(注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】被保険者が要介護状態となった場合に補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態</p> <p>●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*中または麻薬等を使用している運転中の事故による要介護状態</p> <p>●麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性による要介護状態</p> <p>●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*</p> <p>●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気を(加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。)</p> <p>など</p> <p>次ページへ続く</p>

制度概要	生命保険	病気とケガ	終身介護	交通傷害総合賠償	長期所得補償	ハイライフ年金	保険金をお支払いする場合・しない場合	取扱内容	重要事項のご説明	お手続きのご案内	WEB申込サイト
------	------	-------	------	----------	--------	---------	--------------------	------	----------	----------	----------

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約 			前ページの続き (注) 保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。
傷害入院時一時金 ★傷害入院時一時金補償特約 	「傷害入院」の状態に該当した場合	傷害入院時一時金額の全額 (注1)1事故に基づく傷害入院につき1回を限度とします。 (注2)傷害入院時一時金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	(傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ)
疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 41ページ (☆)参照 	「疾病入院」の状態に該当した場合	疾病入院時一時金額の全額 (注1)1回の疾病入院*につき1回を限度にお支払いします。 (注2)疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(*5)の「病気を補償するプラン」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心拍喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合は、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。	次ページへ続く

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 		前ページの続き (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	前ページの続き ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約)セット 	保険期間中に、被保険者(*)が要介護状態(要介護2以上の状態)*となり、90日を超えて継続した場合 (*この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。	介護一時金額の全額 (注1)介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態 ●麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。)*による要介護状態 など (注) 保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。
介護年金 本人介護 ★介護年金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護年金支払特約)セット 	保険期間中に、被保険者(*)が要介護状態(要介護2以上の状態)*となり、90日を超えて継続した場合 (*この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 要介護状態となった場合に補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した	要介護状態(要介護2以上の状態)*となっている期間1日につき、介護年金の年額(ご加入いただくコースにより60万円、120万円、180万円)を365で除して得た額(円未満は端数が発生したときは円単位に切り上げます。)	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態 ●麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) 次ページへ続く

病気とケガ(団体総合生活補償保険(MS&AD型))


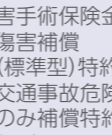
終身介護(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

制度概要
生命保険
病気とケガ
終身介護
交通傷害総合賠償
長期所得補償
ハイライフ年金
保険金をお支払いする場合
取扱内容
重要事項のご説明
お手続きのご案内
WEB申込サイト
ログインのご案内

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
介護年金 本人介護 ★介護年金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上の補償範囲拡大に関する特約(介護年金支払特約用)	前ページの続き 時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	前ページの続き ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されず、その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。)による要介護状態 など (注) 保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護年金をお支払いします。 (*1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2) 公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。	前ページの続き ●交通乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など 上記から除外される事由 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ

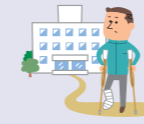
終身介護(団体総合生活補償保険(MS&AD型))





保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害入院保険金 ★傷害補償(標準型)特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット	保険期間中の交通事故*によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) 	$(\text{傷害入院保険金日額}) \times (\text{傷害入院の日数})$ (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	前ページの続き 上記に追加される事由 ●交通乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など 上記から除外される事由 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
傷害手術保険金 ★傷害補償(標準型)特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット	保険期間中の交通事故*によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合 	①入院*中に受けた手術*の場合 $(\text{傷害入院保険金日額}) \times [10]$ ②①以外の手術の場合 $(\text{傷害入院保険金日額}) \times [5]$ (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
傷害通院保険金 ★傷害補償(標準型)特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット	保険期間中の交通事故*によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギプス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定(*であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りです。 (*) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。	$(\text{傷害通院保険金日額}) \times (\text{傷害通院の日数})$ (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

交通傷害(団体総合生活補償保険(標準型))

傷害保険金



保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償(標準型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注) 「交通傷害」には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	$(\text{傷害死亡・後遺障害保険金額の全額})$ (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガ*によって発生した場合は、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(標準型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺傷害*が発生した場合 (注) 「交通傷害」には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	$(\text{傷害死亡・後遺障害保険金額}) \times (\text{約款所定の保険金支払割合}(4\% \sim 100\%))$ (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート)の所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 など (注) 賠償請求権の消滅時効期間は、損害賠償請求権の発生時から10年です。

交通傷害・総合賠償(団体総合生活補償保険(標準型))共通

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約 	①保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)に限りです。同居の親族とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者	$(\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}) + (\text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金}) - (\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}) - (\text{免責金額}(0円))$ (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート)の所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 など (注) 賠償請求権の消滅時効期間は、損害賠償請求権の発生時から10年です。

総合賠償(団体総合生活補償保険(標準型))

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合・しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

お手続きのご案内

WEB申込サイト
ロゲインのご案内

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合						
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約 	前ページの続き と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (*1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (*2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*3) 敷地内の動産および不動産を含みます。	前ページの続き (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	前ページの続き ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など						
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット 	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(*1)に損害が発生した場合 (*1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(*2)をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (*2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	<table border="1"> <tr> <td>損害の額</td> <td>免責金額* (1回の事故につき3,000円)</td> </tr> </table> (注1) 損害の額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額*によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	損害の額	免責金額* (1回の事故につき3,000円)	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用している運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害(ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品である液体の流出による損害(ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*・暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)の使用者もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など				
損害の額	免責金額* (1回の事故につき3,000円)								
ホールインワン・アルパトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用) 	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルパトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次表に掲げるホールインワンまたはアルパトロス <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>目撃者</th> </tr> <tr> <td>公式競技以外の場合</td> <td>次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルパトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)</td> </tr> </table> 次ページへ続く	区分	目撃者	公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルパトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)	<table border="1"> <tr> <td>次ページの費用のうち実際に支出した額</td> <td>ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルパトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。)</td> </tr> </table> (注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルパトロスごとにホールインワン・アルパトロス費用保険金額が限度となります。	次ページの費用のうち実際に支出した額	ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルパトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。)	●日本国外で達成したホールインワン*またはアルパトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス ●ゴルフ場の使用人(*3)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス など (*3)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。
区分	目撃者								
公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルパトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)								
次ページの費用のうち実際に支出した額	ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルパトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。)								

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合						
ホールインワン・アルパトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用) 	前ページの続き <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>目撃者</th> </tr> <tr> <td>公式競技の場合</td> <td>次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルパトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)</td> </tr> </table> 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など (注1) 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2) 前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態のみを目視した場合は、「目撃」には該当しません。 ②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルパトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルパトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルパトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書(*2)により証明できるものに限りします。 (注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。 (*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。	区分	目撃者	公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルパトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)	前ページの続き (注2) ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルパトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。 (*1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (*2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。	●達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルパトロス ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルパトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書(*2)により証明できるものに限りします。 (注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。 (*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。		
区分	目撃者								
公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルパトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)								
	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>署名または記名・押印が必要な方</th> </tr> <tr> <td>公式競技以外の場合</td> <td>ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td> </tr> <tr> <td>公式競技の場合</td> <td>ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td> </tr> </table>	区分	署名または記名・押印が必要な方	公式競技以外の場合	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者	公式競技の場合	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者		
区分	署名または記名・押印が必要な方								
公式競技以外の場合	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者								
公式競技の場合	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者								

お支払いする保険金のご説明 長期所得補償(団体長期障害所得補償保険)

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書(協定書)(以下「協定書」といいます)の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。
 (注) ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

<ご注意>
 被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
 補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。
 (*) 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害*を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害*が開始した場合に限り、てん補期間*中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額*を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償 保険金	身体障害*により、就業障害*となった場合	てん補期間*中の就業障害*である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎所得額* × 所得喪失率* × 約定給付率* (100%) (注1) お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額*(30万円)を限度とします。 (注2) 協定書に定めるてん補期間(パンフレット26ページ・43ページ参照)を限度とします。 (注3) 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額*を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 (注4) てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注5) 同一の身体障害*により、免責期間*を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 (注6) 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等*がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額*(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額*(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額*(*)を限度とします。 (*) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡りして1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	(1) 新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害*になった場合、就業障害の原因となった身体障害*について、新規加入日の前日から遡りして12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2) 次のいずれかの就業障害*に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害 ^(*) ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害 ^(*) ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害 ^(*) ⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫ 発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害 ^(*) ⑬ その他 (3) 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気 ^(*) 等(加入者証等に記載されます。)による就業障害*に対しては、保険金をお支払いできません。 (*) テロ行為によって発生した身体障害*に関しては、自動車セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (*) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (*) 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目 ^(*) 中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1) F04~F09 (4) F59~F63 (7) F91~F92 (2) F20~F51 (5) F68~F69 (8) F95 (3) F53~F54 (6) F84~F89 (9) F99 (*) 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。 (*) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 (*) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」によります。

「病気とケガ」「終身介護」「交通傷害」「総合賠償」「長期所得補償」について

【特約の説明】	セツトする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セツト)		保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(天災オプション)		地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 先進医療費用保険金、傷害入院一時金
成人病2倍支払特約(ワイドプラン)		被保険者の病気*が特約記載の成人病(がん*、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち、特約記載の病気をいいます。)であるとき、その治療*を目的とする入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療*に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 疾病入院一時金
女性特定疾病2倍支払特約(レディースプラン)		被保険者の病気*が特約記載の女性特定疾病*であるとき、その治療*を目的とする入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療*に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 疾病入院一時金

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)、疾病入院一時金
【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
病気*を補償するプラン^(*)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(*)の原因となった病気^(*)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
②この保険契約のお支払条件で算出した金額
ただし、病気^(*)を発病した時が、その病気による疾病入院^(*)を開始された日からご加入の継続する期間を遡りして1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
(*) 1) 疾病入院時一時金においては、「この特約をセツトしたご契約」と読み替えます。
(*) 2) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。
(*) 3) 疾病入院^(*)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

用語のご説明

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- ア行**
- 「アルパトロス」とは、ホールインワン*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
 - 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
 - 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
 - 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受
介護年金支払特約	け取るべき方以外の医師

- カ行**
- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日^(*)からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気* (これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
(*) 疾病入院時一時金においては、「退院日の翌日」と読み替えます。
 - 「飲酒運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
 - 「オンライン診療」とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限り、なお、電話診療は含みません。
 - 「回復所得額」とは、免責期間*開始以降に業務に復帰して得た所得*の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
 - 「がん」とは、特約に定めるがん(悪性新生物)をいい、上皮内新生物を含みます。
 - 「ギプス等」とは、ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨折後に装着したもの)につき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り、線引子等(上下顎を一体的に固定した場合)に限り、およびハロペストをいいます。
 - 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

試運転に訓練を含む特約(ただし、自動車等*の運転資格を取得するための訓練は含みません。)
・交通事故危険のみ補償特約

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であった、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「交通事故」とは、次の事故をいいます。
① 運行中の交通乗用具*との衝突、接触等^(*)
② 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等^(*)
③ 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。)
④ 乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
⑤ 道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故^(*)(ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限り、また)
⑥ 交通乗用具の火災
(*) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
- 「交通乗用具」とは、電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車を含みます。)、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。

- ケガ** **誤嚥**
就業障害 **先進医療**
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
 - 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
 - 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
 - 「最高保険金支払月額」とは、1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
 - 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
 - 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
 - 「支払基礎所得額」とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、**1口あたり保険金額 × 加入口数**によって算出した額となります。
 - 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、パンフレット等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
傷害入院保険金、傷害通院保険金、疾病入院保険金、疾病通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、パンフレット等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
傷害入院保険金、傷害通院保険金、疾病入院保険金、疾病通院保険金

- 「就業障害」とは、被保険者が身体障害*を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間*開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*が20%超であることをいいます。免責期間*中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)、ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非血腫的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに非血腫的または徒手を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲粘膜)を除きます。
② 先進医療*に該当する診療行為^(*)
(*) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
(*) ②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「女性特定疾病」とは、次の病気をいいます。
一部の中皮腫・カポジ肉腫などを除くがん*、乳房・子宮・卵巣・泌尿路・甲狀腺など特定部位の良性新生物、栄養性貧血など特定の貧血、紫斑病、血小板減少症、甲狀腺障害、クッシング症候群・卵巣機能障害などの特定の内分泌腺障害、慢性リウマチ性心疾患、外陰静脈瘤、低血圧(症)、乳房切除後リンパ浮腫症候群、胆石症・胆のう炎など特定の胆のうの病気、関節リウマチ、全身性結合組織障害、ネフローゼ症候群・慢性腎不全など特定の腎臓・尿道の病気、乳房の障害、女性骨盤臓器の炎症性疾患、女性生殖器の非炎症性障害、帝王切開などを除く妊娠・分娩・産後にかかわる病気 など特約記載の病気。
- 「所得」とは、業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害*となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。
- 「所得喪失率」とは、次の算式によって算出された割合をいいます。
割合 = 1 - (免責期間*終了日の翌日から起算した各月における回復所得額* / 免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額)

ただし、所得*の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害*の程度や収入の状況の動向が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。
● 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等を含みません。)をいいます。
・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。)。
・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部を固定した場合に限り、また。

制度概要
生命保険
病気とケガ
終身介護
交通傷害総合賠償
長期所得補償
ハイライフ年金
保険金をお支払いする場合・しない場合
取扱内容
重要事項のご説明
お手続きのご案内
WEB申込サイト
ログインのご案内

取扱内容

ハイライフ年金 (拠出型企業年金保険)



保険料払込期間満了後の給付内容

● 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者(被保険者)にお支払いします。

確定年金 (5年・10年・15年・20年)	■年金受取期間中 5年間・10年間・15年間または20年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。 ご加入者(被保険者)が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。 年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
保証期間付 終身年金 (保証期間:5年・10年・15年・20年)	■保証期間中 5年間・10年間・15年間または20年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。 ご加入者(被保険者)が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。 保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。) ■保証期間経過後 ご加入者(被保険者)が生存されているかぎり年金をお支払いします。(一時金のお取扱いはできません。) (注)保証期間中にご加入者(被保険者)が死亡された場合、年金受取累計額が払込保険料累計額を下回ることがあります。 また、保証期間経過後早期にご加入者(被保険者)が死亡された場合、年金受取累計額が払込保険料累計額を下回ることがあります。

●年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回2月、5月、8月、11月の各20日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
●加入期間が2年以上かつ満45歳以上で脱退した場合も、年金で受取ることができます。
●年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。
また、年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

保険料払込期間中の給付内容

●ご加入者(被保険者)が脱退されたとき
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
●ご加入者(被保険者)が死亡されたとき
死亡時点の積立金額に月払保険料の1倍、半年払保険料の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。新規加入や増額される場合、死亡加算は7月1日から適用されます。
(注)積立期間によっては、積立金額(脱退一時金額)が払込保険料累計額を下回ることがあります。
※加入期間が2年以上かつ満45歳以上で死亡された場合は、年金でお支払いすることができます。

加入資格

●加入日現在正常に勤務されており、満15歳以上の方で、保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある役員*・正社員*、週契約時間30時間以上のパートナー社員*の方。
なお、募集対象となるのは、協定書に記載のあるグループ会社です。
*受入出向者を含めない。

加入資格を失われた場合

●保険料払込期間中にご加入者(被保険者)が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要で。

保険料

・月払……………1口あたり1,000円とし、最低1口以上最高500口まで加入できます。
・半年払……………1口あたり1,000円とし、最低1口以上最高999口まで加入できます。
・退職時一時払…1口あたり1,000円とし、最低100口以上最高10,000口まで加入できます。
※確定年金を選択される場合、退職時一時払保険料の上限は、保険料払込期間満了時の積立金相当額と10,000口のいずれか小さい方とします。
●保険料はご加入者(被保険者)負担です。
●月払保険料は毎月の給与から控除します。
●半年払保険料は夏期と冬期の賞与から控除します。
●退職時一時払保険料は、団体指定の口座に振込みいただけます。
●半年払・退職時一時払のみのご加入はできません。月払のご加入が必要です。
●保険料払込期間満了日:ご加入者(被保険者)の定年時(協定書に定める職種ごとの定年年齢に達した月の末日)

・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りです。
●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
●「診断確定」とは、医師*による病理組織学的所見(*1)によってなされたものをいいます。
(注)病理組織学的検査(*2)が行われない場合には、病理組織学的検査(*2)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見(*3)による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見(*3)による診断確定も認めることがあります。

タ行

(*1)病理組織学的所見とは、生検等をいいます。
(*2)病理組織学的検査とは、生検等をいいます。
(*3)その他の所見とは、細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。
●「身体障害」とは、傷害(ケガ)といえます。)および疾病(「病気」といいます。)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
●「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
●「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
●「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療*により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
●「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間*終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。
●「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
●「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。

ナ行

●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

ハ行

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
●「発病」とは、医師*が診断(*4)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
●「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
●「平均月間所得額」とは、被保険者の就業障害*が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額}(*1)) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}(*2))}{12(\text{か月})}$$

(*1) 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みます。
(*2) 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

●「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
(注)①の診療行為は、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

マ行

●「ホールインワン」とは、各ホール第1打が直接カップインすることをいいます。
●「保険価額」とは、保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。
●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
●「免責期間」とは、保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害*が継続する期間をいいます。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定められた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。

●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
●「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視せずに、達成後にボールがカップインした状態のみを目視した場合は該当しません。
●「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる加入者証等に記載された率をいいます。
●「要介護状態(要介護3以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

ヤ行

①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上) 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満) 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満) 要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態
●「要介護状態(要介護2以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態
②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満) 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

補償対象外について

補償対象外となる運動等

山岳登山*(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動
(*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
(*2)グライダーおよび飛行船は含みません。
(*3)職務として操縦する場合は含みません。
(*4)モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハングライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機(ドローン)・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・スマートフォン・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション・モバイルWi-Fiルーター・ワイヤレスイヤホン等の携帯式通信機器・パソコン・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、釣竿・竿掛け・竿袋・リール・釣具入れ・クローラー・びく・たも網・救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された漁具、証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・稿本(本などの原稿)・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・煎卓・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など

その他ご注意

●本保険金については、労災保険、健康保険、第三者からの賠償金などは関係なくお支払いします。(ただし、先進医療費用保険金および携行品損害保険金は除く)
●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数および就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
●保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。
●更改時に増額される方で、特定の病気を補償しない引受条件で継続された場合は、増額部分だけではなく全額補償されません。

取扱内容

生命保険(団体定期保険)



加入資格

役員*・正社員*、週契約時間30時間以上のパートナー社員*の方およびその配偶者・子どもで、令和8年7月1日現在の満年齢が次に該当される方。
 *受入出向者を含まない

本人	新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。
配偶者	新規加入・増額は、年齢満18歳以上60歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。
子ども	本人の扶養する子ども(*)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。 (*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

*当「加入資格」の他、「加入申込票」に記載の内容(webお手続き対象の方は、専用webサイトに記載の内容)を十分ご確認ください。

【退職後の継続加入について】以下は令和8年7月1日現在の満年齢です。
 ■本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額(*)で、退職後も年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。
 ■配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額(*)で、年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。
 ■子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。
 ※本人が退職された場合、本人・配偶者・子どもは継続加入のみのお取扱いとなります。新規に加入・増額いただくことはできませんので、ご注意ください。
 (*)以下のとおり保険金額の上限があります。なお上限を超える方で「加入申込票」のご提出がない場合は以下のとおり退職年月日の翌月1日付で自動的に減額となります。

保険金額の上限について	会員本人		会員の配偶者
	定年退職された会員	定年以外の一般会員	
年齢65歳6カ月以下	2,000万円	1,000万円	1,000万円
年齢65歳6カ月超70歳6カ月以下	1,000万円	(年齢に関係なく)	500万円

ご注意

- ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
 (同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- 配偶者・子どものみで加入することはできません。
- 配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- 新規加入・増額は年齢60歳6カ月まで可能です。年齢60歳6カ月を超えた方は70歳6カ月まで継続して加入できますが、年齢65歳6カ月を超えた方は保険金額に一定の制限があります。詳細は14ページの「保険金額の上限について」をご確認ください。
- 当生命保険にご加入の方が週契約時間20時間以上のパートナー社員に変更となった場合は、脱退となります。
- 本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
 ただし、退職されOB会員(ファミリー会、ヨークベニマル鳩侘会、プレミアムメンバース)となられた方にかぎり、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

保険期間

保険期間は令和8年7月1日(効力発生日)～令和9年6月30日までです。以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日に脱退となります。
 - ②加入資格を失われた日に脱退となります。
 - ③更新日時点で子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日に脱退となります。
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。
 (例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
 詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、原則、本人の配偶者・子ども(子どもが死亡している場合は、その直系卑属)・父母・祖父母・兄弟姉妹の順に指定があるものとします。(同順位の者が複数人いる場合はその人数分で等分するものとします。)遺言によって死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
 ※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

保険料の増額・減額

- 毎月1日に保険料の増額のお取扱いをいたします。その場合、月払は毎月1日、半年払は毎年1月1日と7月1日が増額日となります。保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が満1カ月以上ある方にかぎりです。
- 別表の事由に該当する場合にかぎり、お申出により毎月1日に保険料の減額のお取扱いをいたします。その場合、月払は毎月1日、半年払は毎年1月1日と7月1日が減額日となります。ただし、月払1口・半年払1口を最低残すものとします。

<別表> ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者(被保険者)が保険料の拠出に支障のある場合

保険料の払込中断

- 上記別表の事由に該当する場合にかぎり、保険料のお払込みを中断することができます。(ただし、月払保険料のお払込みを中断する場合は、半年払保険料のお払込みも中断することとなります。)なお、保険料の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。また半年払保険料のみの払込中断期間中に死亡された場合、半年払保険料部分の死亡加算はありません。

保険料積立金の中途払出(減口)

- 別表の事由に該当する場合にかぎり、保険料積立金の一部を払出すこと(減口)ができます。なお、保険料積立金の中途払出は最低10万円以上、1万円単位でお取扱いします。また、加入口数に変更しないものとします。

<別表> ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済

※保険料の減額、保険料の払込中断を行っても保険料積立金を受取ることはできません。

年金の据置

- 1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を据置くことができます。据置期間中は、保険料のお払込みや据置期間の変更、保険料積立金の中途払出(減口)はお取扱いできません。

受取人

- 年金(年金にかえての一時金を含む)、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者(被保険者)本人とします。
- 遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)・遺族年金の受取人はご遺族(*)とします。
 (※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち代表者を選定し、その方にお支払いします。
 (注)ご加入者(被保険者)が任意に受取人を変更することはできません。

配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。
- 保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにならない場合もあります。
 ※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

税務上のお取扱い

保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●ご加入者(被保険者)が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。 ※当ハイライフ年金以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当ハイライフ年金のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。 ※平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と平成24年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当ハイライフ年金は旧契約にあたり、一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。 <ol style="list-style-type: none"> ①旧契約のみで控除額を計算 ②新契約のみで控除額を計算 ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)
年金・一時金	<p>以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額=(基本年金年額+増加年金年額)-(基本年金年額×$\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額(見込額)}}$) ●脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金…一時所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額=(一時金額-払込保険料累計額-50万円*)×1/2 *同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。 ●遺族一時金…相続税の課税対象です。 法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、令和7年10月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

税務上のお取扱い	
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。 ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。 (https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/) ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。 ※当生命保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当生命保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。
保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金 《本人》 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。 《配偶者・子ども》 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。 ●高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。
年金	<ul style="list-style-type: none"> ●年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 <p>課税対象額=(年金年額+年金開始後配当金)-必要経費※</p> <p>※必要経費=$\frac{\text{年金年額}}{\text{除配当金}} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$</p>

税務の取扱い等について、令和7年10月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

保険金の年金受取り

保険金額が1,000万円以上の場合、保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

- ※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。
- ※年金基金として設定する保険金額が1,000万円未満の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年	定額型	年1回受取り	以下のいずれかを選択 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年					
	15年					
	20年					

- 【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】
- 年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下の方法となります。
 - 年金とともに受取る方法
- 【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】
- 所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。
 - (*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

保険金のお支払事由

死亡保険金	引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
高度障がい保険金	引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。 なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

- (*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
- (*2) 対象となる「高度障がい状態」とは

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

- ～高度障がい状態に関する補足説明～
- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - 眼の障がい(視力障がい)
(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
 - 言語またはそしゃくの障がい
(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
 - 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

取扱内容

生命保険(団体定期保険)

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

- 【主契約】
- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。
 - ・ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。
 - ・ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。(*2)

- (*1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- (*2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

- 【高度障がい保険金】
- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(*1)時以後に生じた場合にかぎります。
(原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)
 - したがって、原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

- 【すべての保険金】
- 次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。
- 告知義務違反による解除の場合
ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
 - 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
 - 重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。
(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)
 - ① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
 - ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

その他取扱い

生命保険(団体定期保険)・ハイライフ年金(拠出型企業年金保険)共通



制度運営および引受保険会社

生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ●当制度は株式会社セブン&アイ・ホールディングスが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したことも特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。 ●この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和7年10月3日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ■引受保険会社 日本生命保険相互会社(86.7%) (事務幹事会社) 明治安田生命保険相互会社(6%) 第一生命保険株式会社(4.3%) 大樹生命保険株式会社(3%)
ハイライフ年金	<ul style="list-style-type: none"> ●当制度は株式会社セブン&アイ・ホールディングスが生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。 ●この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和7年10月3日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ■引受保険会社 日本生命保険相互会社(58%) (事務幹事会社) 第一生命保険株式会社(38%) 明治安田生命保険相互会社(4%) <p>なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。</p>

個人情報の取扱いに関する株式会社セブン&アイ・ホールディングスと引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、株式会社セブン&アイ・ホールディングス(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～(生命保険)
指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「障がい」の表記

当パンフレット(生命保険・病気とケガ(生命保険部分)、ハイライフ年金部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有な名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
 - 【団体お問合せ先】
 - 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - イトーヨーカドー…各店労務担当チーフ・事務担当
 - 上記以外……………所属事業所の責任者
 - 引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の日本生命窓口までご連絡ください。
 - 【日本生命お問合せ先】
 - 生命保険……………日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-925 (通話料無料)
 - ハイライフ年金…日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-924 (通話料無料)
- ※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。
(生命保険:931-1945、ハイライフ年金:970-91941)
[受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

日本-団- 2025 -707 -12181 - M(R8.1.9)
日本-企- 2025 -707 -12182 - M(R8.1.9)

重要事項のご説明

(生命保険:団体定期保険)



契約概要(生命保険:団体定期保険)

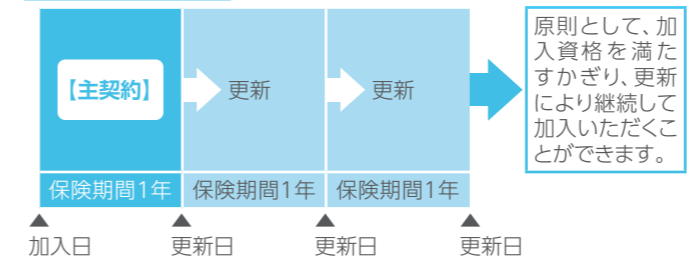
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「健康状況告知書ご記入のご案内」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

1 この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。

しくみ図(イメージ)



2 主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

3 保障額と保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

4 保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

5 加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

6 受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

7 配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
 - ※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにならない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

8 脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

9 制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

10 ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者：株式会社セブン&アイ・ホールディングス
事務幹事会社：日本生命保険相互会社
日本 2022団基-77-1 (2023.11.27)
日本-団- 2025 -707 -12181 - M(R8.1.9) 団A簡-A型B年JP

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合・しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

お手続きのご案内

WEB申込サイト
ログインのご案内

注意喚起情報(生命保険:団体定期保険)

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「健康状況告知書ご記入のご案内」等を必ずご参照ください。
(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

1 クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

2 告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といえます。)傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面(「加入申込票」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

※告知に関しては、「健康状況告知書ご記入のご案内」にて必ず詳細をご確認ください。

3 責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社で定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)*所定の加入日(*)については、「加入申込票」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

4 保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

5 この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

6 制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

7 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減され

ることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。

- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
(お問合せ先)生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8 保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。
なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

9 ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。) 。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

事務幹事会社 日本生命保険相互会社
K2022-292 日本 2022 団基-51(2022.10.4)団注①簡
日本-団- 2025 -707 -12181 - M(R.1.9)

【健康状況告知書ご記入のご案内】(生命保険:団体定期保険)

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「加入申込票」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お読みいただく前に必ずご確認ください。

1 健康状態等について、被保険者ご本人がそのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、web申込画面または「加入申込票」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知いただけないことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面(web申込画面または「加入申込票」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に於じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「@web申込画面または「加入申込票」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

4 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただきます。保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「加入申込票」等に記載しております。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。*
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)

- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

5 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

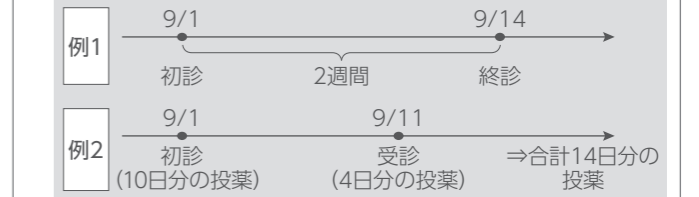
6 web申込画面または「加入申込票」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または「加入申込票」の裏面に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめ結果をご入力(記入)のうえ、ご提出ください。
- web申込または「加入申込票」を提出いただく際には、加入勤奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実と相違ないことをご確認のうえ、入力または「申込印(告知印)」欄に押印してください。
- web申込画面または「加入申込票」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

質問事項	
1.	申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。)
2.	申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3.	申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

補足説明

- *1「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



- (注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
 - ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
 - ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
 - ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
 - ・妊娠(正常)による入院
- (注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「加入申込票」とあわせて、団体窓口経由で生命保険会社へご提出ください。(この場合、「加入申込票」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印してください。)
- (注3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日(告知日)現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- web申込画面または「加入申込票」等への入力(記入)の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- web申込画面または「加入申込票」を入力(提出)された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由で生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

事務幹事会社 日本生命保険相互会社
K2023-368 2024.3 法人サービスセンター(東京)

重要事項のご説明

(病気とケガ・終身介護・交通傷害・総合賠償・長期所得補償)



契約概要のご説明 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型)・団体総合生活補償保険 (標準型)・団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書(協定書)」(以下協定書といいます)等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

①団体総合生活補償保険 (MS&AD型) <病気とケガ・終身介護>

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象)
本人型	本人(*) ○
主な特約	
特約固有の被保険者の範囲	
疾病補償特約	
がん診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約	本人(*)のうち、次のすべてに該当する方
三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約	・保険期間の開始時点で生後15日以上満74才以下の方
疾病入院時一時金補償特約	・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
先進医療費用保険金補償特約	
介護一時金支払特約 [本人介護] (フランチヤイズ期間180日)	
介護一時金支払特約 [本人介護] (フランチヤイズ期間90日)	本人(*)のうち、次のすべてに該当する方
介護年金支払特約 [本人介護] (フランチヤイズ期間90日)	・保険期間の開始時点で満15才以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

- (*)加入申込票(またはWeb画面)の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- ②団体総合生活補償保険(標準型) <交通傷害・総合賠償>
この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。保険金を支払われる事故の種類によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常生活のさまざまな事故を補償することも可能です。
- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象)
本人型	本人(*) ○

- 保険金が支払われる事故の種類によって次の特約をセットします。

		保険金が支払われる事故 (○:補償対象 ×:補償対象外)	
		右記以外	交通事故
交通傷害	交通事故危険のみ補償特約	×	○
総合賠償	特約セットなし	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a)本人(*) (b)本人(*)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*)またはその配偶者と同居の、本人(*)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*)またはその配偶者と別居の、本人(*)またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(注)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルパト ロス費用補償特約(団体 総合生活補償保険用)	本人(*)のみ

- (*)加入申込票(またはWeb画面)の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となつていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

③団体長期障害所得補償保険 <長期所得補償>

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入(所得)を得ている方で、事前 に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15才以上満58才以下の方
被保険者の範囲	加入申込票(またはWeb画面)の被保険者ご本人欄記載の方

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は29~43ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額(お支払いする保険金の額)29~43ページをご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)29~43ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

29~43ページをご参照ください。特約の詳細は普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票(またはWeb画面)の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

- お客さまが実際にご加入いただく保険金額および支払基礎所得額につきましては、15~26、59ページの保険金額欄および加入申込票(またはWeb画面)、普通保険約款・特約等にてご確認ください。保険金額および支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。
 - ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おください。
 - ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

<団体総合生活補償保険(標準型)の場合>

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の[2.(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)]<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。(総合賠償のみ)

<団体長期障害所得補償保険の場合>

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的医療保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- ・所得の平均月間額に対して40%以内の一定額となるように設定してください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容(総合賠償のみ)・被保険者(補償の対象者)の方の年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては15~26、59ページの保険料欄にてご確認ください。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

保険料は支払基礎所得額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にお払いただく保険料につきましては、加入申込票(またはWeb画面)の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。(長期所得補償を除く)

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みしていただくべき保険料のお払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。「注意喚起情報のご説明」の[7.解約と解約返れい金]をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

(団体総合生活補償保険 (MS&AD型)・団体総合生活補償保険 (標準型)・団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の締結権を有し、保険契約の領収・保険料の領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は株式会社セブン&アイ・ホールディングスが保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となります。また団体長期障害所得補償保険においては、ご加入のお申込み後、お申込みの撤回またはご加入の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

2 告知義務・通知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票(またはWeb画面)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票(またはWeb画面)の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」(総合賠償のみ)
- ②他の保険契約等(*)に関する情報

(*) <団体総合生活補償保険 (MS&AD型)・(標準型)の場合>

同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

- ③被保険者の「生年月日」「年齢」(病気とケガ・終身介護・長期所得補償)【性別】(長期所得補償のみ)
- ④被保険者の健康に関する告知(病気とケガ・終身介護・長期所得補償)
- 【健康に関する告知について】

<団体総合生活補償保険 (MS&AD型)の場合>

(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票(またはWeb画面)の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入(またはWeb画面へご入力)のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

- ・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受けする場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日(*)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内、医師等の治療、診察、診断を受けたとき(注2)、保険金をお支払いしません。このお取扱い(注3)は、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
- 詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- (*)新規にご加入される場合は「ご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (注2)治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- (注3)特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入された場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

<団体総合生活補償保険(標準型)の場合>

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。(総合賠償のみ)

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合
- また、上記①または②のいずれかにおいて、下記のご契約の引受範囲外に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>
下記以外の職業

<ご契約の引受範囲外>
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票(またはWeb画面)の保険金請求履歴にその内容を必ず記入・入力してください。

(*) <団体総合生活補償保険 (MS&AD型)・(標準型)の場合>

「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。)をいいます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人を行い、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。(注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
		■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

<団体総合生活補償保険 (MS&AD型)・(標準型)の場合>

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (*)保険契約…その被保険者に係る部分に限ります。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

- ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
- (*)保険契約…その被保険者に係る部分に限ります。
- 複数のご契約があるお客さまへ

<団体総合生活補償保険(標準型)の場合>

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すること、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(標準型)日常生活賠償特約	自動車保険 火災保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(標準型)ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワン・アルパトロス費用補償特約

<団体長期障害所得補償保険の場合>
補償内容が同様の保険契約(団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセッされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)が他に存在する場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の可否をご判断のうえ、ご加入ください。(注)1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険 所得補償保険

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

29～43ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書(団体長期障害所得補償保険のみ)に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

<団体長期障害所得補償保険(MS&AD型)・(標準型)の場合>

- 次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 1 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - 2 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - 3 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - 4 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - 5 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

- 次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
- 1 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
 - 2 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - 3 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合など

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただきます(長期所得補償を除く)

6 失効について

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)・(標準型)の場合>
ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

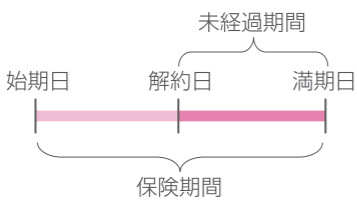
ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

- 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>**
- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の

状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)の場合>

【病気の補償】
保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【ケガの補償】
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。**【上記以外の補償】**

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問合わせください。

<団体総合生活補償保険(標準型)の場合>

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

9 個人情報の取扱いについて

57ページをご参照ください。

10 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」(団体総合生活補償保険(MS&AD型)・団体長期障害所得補償保険)のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)の場合>

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)の場合>

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けする場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なる場合があります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などにより特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けする場合があります。
 - ②新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできません。
 - ③新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
- (*) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

株式会社セブン・フィナンシャルサービス 0120-938-820(無料)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

万一、事故が起こったり、ケガをされたり、病気になる場合は遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故はいつ早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル 全国共通・通話料有料) 0570-022-808

- 受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

団体総合生活補償保険(MS&AD型)・団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書

ご記入(またはWeb画面へご入力)のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点を御読みいただき、加入申込票(またはWeb画面)の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入・ご入力ください。○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらかじめ健康に関する告知をいただく必要はありません。(*) 保険金額の増額、支払基礎所得額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

① 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身(Webでお申込みいただく場合はお申込人)が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。(注1)告知時における被保険者の年齢が満15未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。(注2)被保険者が団体構成員のご家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および同居の親族)である場合は、団体構成員である方が被保険者に確認のうえ被保険者に代わってご答えいただくことができます。

② 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

③ 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票(またはWeb画面)の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入・ご入力にてご回答いただけますようお願いいたします。

④ 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受けについて次のお取扱いとさせていただきます。

(1) 団体総合生活補償保険(MS&AD型) (病気とケガ)

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けします。
先進医療費用保険金補償特約	
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
疾病入院時一時金補償特約	
介護一時金支払特約(本人介護)	

(2) 団体総合生活補償保険(MS&AD型) (終身介護)

特約の名称	お取扱い
介護一時金支払特約(本人介護)	次のいずれかとなります。 ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けします。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。 ②ご加入はお引受けできません。
介護年金支払特約(本人介護)	

(3) 団体長期障害所得補償保険

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けします。

⑤ 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けすることがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

⑥ 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

(1) 団体総合生活補償保険(MS&AD型)

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に発病した病気(**)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(**)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病入院時一時金補償特約	

特約の名称	お取扱い
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に被ったケガまたは発病した病気(**)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に発病したがん(悪性新生物)(***)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に発病した三大疾病(***)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、がんと診断確定された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約(本人介護)	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護年金支払特約(本人介護)	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償するプランを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償するプランのご加入時」をいいます。

(**) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(***) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。

(*) 発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(*) 三大疾病が急性心筋梗塞または脳卒中の場合、その急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(2) 団体長期障害所得補償保険

ご加入をお引受けした場合でも、加入日(*)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき(**)は、保険金をお支払いしません。このお取扱い(**)は、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(*) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*) 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(*) 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入された場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

⑦ その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合・しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

お手続きのご案内

WEB申込サイト
ロケインのご案内

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

(1) 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。 ◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。 ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
先進医療費用保険金補償特約	
がん診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	
三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	
疾病入院時一時金補償特約	
介護一時金支払特約 【本人介護】	
介護年金支払特約 【本人介護】	

(2) 団体長期障害所得補償保険

ご継続時に、あらためて健康に関する告知をしていただくことにより、新たな告知内容に応じた条件でご継続加入いただくことができます。
【ご注意】◎現在の健康状況等によっては、ご継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
◎新たな告知内容に応じた条件でご継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。
◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社 (海外にあるものを含む) が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報 (要配慮個人情報を含む) の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先 (保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等 (いずれも海外にあるものを含む) に提供することがあります。ただし、加入者の保険金

請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者 (募集人) に提供します。

- ①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等 (海外にあるものを含む) に提供することがあります。

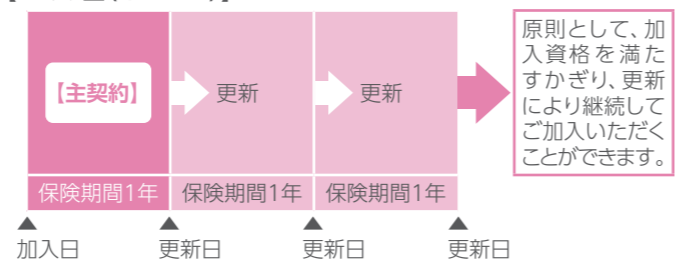
引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ (<https://www.ms-ins.com>) または引受保険会社のホームページをご覧ください。

ご注意事項

- この保険は株式会社セブン&アイ・ホールディングスが保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をした場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- 当パンフレットの記載事項は、保険契約に関する重要な事項ですので、内容について充分にご確認ください。ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書によって定まります。詳細は普通保険約款・特約および協定書をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- この制度でお申込となる方は株式会社セブン&アイ・ホールディングスおよびそのグループ会社の役員・従業員^(注2)に限りです。
(注)パートについて…加入対象となるのは週契約時間30時間以上のパートナー社員または週契約時間20時間以上のパートナー社員に限りです。ただし、長期所得補償は、週契約時間20時間以上のパートナー社員は対象外です。
- この制度で被保険者 (補償の対象者) 本人^(注*)となれる方の範囲は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスおよびそのグループ会社の役員・従業員^(注2)およびその家族 (配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹をいいます。) です。ただし、総合賠償ならびに長期所得補償は家族を被保険者本人とすることはできません。
(*)加入申込票 (またはWeb画面) の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
(注)パートについて…加入対象となるのは週契約時間30時間以上のパートナー社員または週契約時間20時間以上のパートナー社員に限りです。ただし長期所得補償は、週契約時間20時間以上のパートナー社員は対象外です。

- 団体割引・優良割引・大口契約割引は前年度ご加入いただいた被保険者数、保険料・支払保険金の実績に従って割増率が適用されます。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- <自動継続の取扱いについて>
前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

【しくみ図 (イメージ)】



- 新規加入時、健康状況告知書A欄およびB欄に記載された疾病は、その疾病群に関しては保険金をお支払いできない条件でお引受けいたします。(終身介護はA欄に記載された疾病に該当した場合、ご加入いただけません。)
- ご加入いただいた後にご案内する「加入内容のお知らせ」で、内容をご確認ください。

〈税法上の取扱い 令和7年12月現在〉

- 「団体総合生活補償保険 (MS&AD型)・団体長期障害所得補償保険の場合」
払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料 (長期所得補償についてはすべての保険料) 等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
(注1) 病氣とケガならびに終身介護の傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。
(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

〈保険金をお支払いする場合に該当したとき〉

- 〈保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡〉
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 〈保険金支払いの履行期〉
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(注2)を終えて保険金をお支払いします。^(注3)
(注1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
(注2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

- 〈保険金のご請求時にご提出いただく書類〉
被保険者または保険金を受け取るべき方 (これらの方の代理人を含みます。) が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。詳しくは63ページをご参照ください。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

- 〈代理請求人について〉
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注*)等 (以下「代理請求人」といいます。詳細は (注) をご参照ください。) が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- (注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(注*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(注*) 法律上の配偶者に限ります。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
(示談交渉サービス)

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社が必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
(示談交渉を行うことができない主な場合)

- 次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。
なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。
○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- 携行品の対象となる盗難事故が発生した場合、必ず警察に届け出てください。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は下記のとおりです。なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいでご案内します。

引受保険会社	
病氣とケガ (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))	損害保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
終身介護 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))	
長期所得補償 (団体長期障害所得補償保険)	
交通傷害 (団体総合生活補償保険 (標準型))	〈幹事会社〉 三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社
総合賠償 (団体総合生活補償保険 (標準型))	〈幹事会社〉 三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入・ご入力いただいていることを確認させていただいたためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

2 加入申込票(またはWeb画面)への記載・記入・入力の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込票(またはWeb画面)に正しくご記入・ご入力いただけますようお願い申し上げます。

記載・記入・入力の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。
<ul style="list-style-type: none"> ● 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入(またはWeb画面へご入力)いただいていますか? 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入(またはWeb画面へご入力)ください。 *ご記入・ご入力いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。 ● 加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入(またはWeb画面へご入力)いただいていますか? または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか? ● 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入(またはWeb画面へご入力)されていますか? *ご加入いただく保険商品の加入申込票(またはWeb画面)によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。
<ul style="list-style-type: none"> ◆【GLTD【団体長期障害所得補償保険】(定額型)のタイプをお申込みの場合のみ】ご確認ください。 支払基礎所得額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の40%以下となるような口数でお申込みされていますか? ◆【健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ】ご確認ください。 被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入(またはWeb画面へご入力)いただいていますか?

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票(またはWeb画面)」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
- 既にご加入されているがご継続されない場合

【病気とケガ】基本補償の保障(補償)内容

※昨年まで基本補償にご加入されていた方は引き続きご選択いただくことも可能です。本プランをご選択いただいた場合、先進医療補償・通院補償はセットされません。天災オプション(天災危険補償特約)をセットする場合、下記保険料に加え、月額90円が追加となります。[入院、手術、放射線治療、死亡(損害保険): 団体総合生活補償保険(MS&AD型)]

■保険金額

	基本補償
入院(病気・ケガ)(入院保険金日額)	5,000円
手術(病気・ケガ)	入院中の手術5万円 入院中以外の手術2.5万円
放射線治療(病気)	5万円
死亡	団体定期保険※
	損害保険(*)

(*)傷害死亡保険金と傷害後遺障害保険金をお支払いします。

※役員・正社員、週契約時間30時間以上のパートナー社員の方については上記保険料に加え、団体定期保険の月払保険料として、350円が追加となります。なお、この団体定期保険の月払保険料は概算であり、正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和8年7月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。団体定期保険に関しては、必ず当パンフレットの「生命保険」(13~14ページ、46~52ページ)をご確認ください。(なお「病気とケガ」に付保されている団体定期保険については、更新日時点で年齢70歳6カ月まで新規加入・継続いただくことができます。更新日時点の年齢が70歳6カ月超の方は団体定期保険部分は更新日の前月末日で脱退となります。保険期間の途中で年齢70歳6カ月を超えの方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。また、OB会で継続される場合、OB会への移行時に団体定期保険部分の保障がなくなります。)

■月払保険料(団体定期保険除く)

年令	基本補償 月払保険料	年令	基本補償 月払保険料
0~4才	800円	40~44才	900円
5~9才	730円	45~49才	1,010円
10~14才	600円	50~54才	1,190円
15~19才	610円	55~59才	1,490円
20~24才	680円	60~64才	1,990円
25~29才	780円	65~69才	2,880円
30~34才	880円	70~74才	4,090円
35~39才	900円		

介護一時金オプションの月払保険料

年令	月払保険料	年令	月払保険料	年令	月払保険料	年令	月払保険料
0~4才	10円	20~24才	10円	40~44才	10円	60~64才	290円
5~9才	10円	25~29才	10円	45~49才	30円	65~69才	660円
10~14才	10円	30~34才	10円	50~54才	60円	70~74才	1,450円
15~19才	10円	35~39才	10円	55~59才	140円		

重要事項のご説明

(ハイライフ年金:拠出型企業年金保険)



契約概要(ハイライフ年金:拠出型企業年金保険)

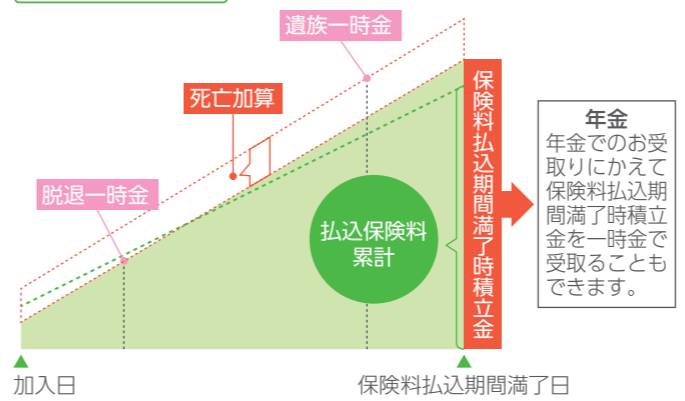
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」等をご参照ください。

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

1 この保険の特徴

●この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。

しくみ図(イメージ)



※上記しくみ図はイメージです。詳細につきましてはパンフレット等の給付額試算表等をご確認ください。

2 加入資格

●詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

3 保険料

●詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

4 給付内容

【保険料払込期間満了後の給付内容】

●次の種類の年金をご加入者(被保険者)にお支払いします。年金種類が複数ある場合、いずれか1つを選択いただけます。
5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金、5年保証期間付終身年金、10年保証期間付終身年金、15年保証期間付終身年金、20年保証期間付終身年金

●年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。

【保険料払込期間中の給付内容】

●ご加入者(被保険者)が脱退されたとき、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
●ご加入者(被保険者)が死亡されたとき、死亡時点の積立金額に所定の金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
※加入期間が2年以上かつ満45歳以上で死亡された場合は、年金で受取することもできます。

●詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

5 受取人

●詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

6 配当金

●詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

7 制度運営および引受保険会社

●当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
●この拠出型企業年金保険契約が共同取扱契約の場合(この拠出型企業年金保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
●詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

8 ご相談窓口・指定紛争解決機関

●ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者：株式会社セブン&アイ・ホールディングス
事務幹事会社：日本生命保険相互会社
日本2021企基-72-1(2022.7.22)
日本一企-2025-707-12182-M(R8.1.9) 企②簡・自由選択

注意喚起情報(ハイライフ年金:拠出型企業年金保険)

この「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みの際に特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、給付内容および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」等を必ずご参照ください。
 (*)保険料を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

1 クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

2 責任開始期

●引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、半年払を併用されている場合、半年払保険料部分の責任開始日は所定の加入日(*)となります。
 ※所定の加入日(*)については、「加入申込票」、またはパンフレット等に記載された「加入(増額)日」です。
 ※詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。
 ●引受保険会社の職員(営業職員、コールセンター担当者等)・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

3 年金・一時金をお支払いしない場合等

●次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。
 (1)遺族一時金・遺族年金の受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
 ・その受取人が受取ることになっていた遺族一時金・遺族年金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
 (2)年金の継続受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
 ・年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
 (3)この保険契約全体のご加入者数(被保険者数)が15名未満となったとき
 ・引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 (4)保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき
 ・保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。
 ・保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 (5)ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者(被保険者)に詐欺の行為があったとき
 ・この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分の取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 (6)ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①~④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき
 ・引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金・遺族年金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金・遺族年金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金・遺族年金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、継続年金・遺族一時金・遺族年金のうち、その受取人にお支払いすることとなっている継続年金・遺族一時金・遺族年金を除いた額を、他の遺族一時金・遺族年金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

<重大な事由>

- ①保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
- ②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
- ③保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金・遺族年金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)~(オ)のいずれかに該当するとき
 (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 (エ)反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者(被保

険者)、遺族一時金・遺族年金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

4 積立金額(脱退一時金額)等

●積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入者数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更等により、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間は変動する可能性があります。ご留意ください。
 ●詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

5 基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

●引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

6 制度内容の変更

●団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

7 生命保険契約者保護機構

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である引受保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
 ●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
 (お問合せ先)生命保険契約者保護機構
 TEL 03-3286-2820
 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)
 午前9時~正午、午後1時~午後5時
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8 年金・一時金のお支払いに関する留意事項

●お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、この「注意喚起情報」・「契約概要」・パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、団体経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
 ●ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
 ●年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

9 ご相談窓口・指定紛争解決機関

●ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
 ●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 ●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
 なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合には、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

事務幹事会社 日本生命保険相互会社
 K2020-118 日本2020企基-99-3(2020.8.11) 企注①簡-旧
 日本一企-2025-707-12182-M(R8.1.9)

生命保険・病気とケガ(生命保険部分) お手続きのご案内

<正式名称>こども特約付年金払特約付団体定期保険
 <引受保険会社>日本生命保険相互会社(事務幹事会社)

お支払いできる保険金の種類

※詳しい保障内容はパンフレットの該当箇所をご確認ください。

死亡保険金



高度障がい保険金



連絡いただく事項

※連絡をいただいた後、ご加入内容を確認させていただきます。

共通

◎請求対象となる被保険者様のお名前、生年月日、社員ご本人さまとの続柄、所属法人名・社員群(社員・週契約時間30時間以上のパートナー社員)・社員番号
 ◎連絡いただいた方のお名前、社員ご本人さまとの続柄、ご連絡先

死亡保険金

◎お亡くなりになった日(死亡日)
 ◎お亡くなりになった原因(病気、ケガ(事故)等)
 ◎事故の場合、事故原因、事故日

高度障がい保険金

◎障がいの程度・概要
 ◎ご本人さまの意思能力

ご連絡先

イトーヨーカドーの方

各店労務担当チーフ経由

▶ セブン・フィナンシャルサービス

上記以外の方

人事・厚生部門のいずれか

▶ セブン・フィナンシャルサービス

提出いただく書類

※連絡いただいた後、必要書類をご案内・送付します。

※「○」:常に必要、「△」:場合により必要

	死亡保険金	高度障がい保険金	備考
保険金・給付金請求書(個人受取用)	○	○	引受保険会社所定のもの
死亡診断書(死体検案書)のコピー【注1】	△		
障がい診断書		○	引受保険会社所定のもの
被保険者の戸籍謄本	○		死亡の記載があり、かつ受取人の特定ができるもの
受取人の本人確認書類(以下のいずれか)【注2】	△	△ (受取人が被保険者の場合は不要)	「運転経歴証明書」を除きいずれも有効期間中のもの
			・運転免許証(運転経歴証明書)のコピー ・パスポート(旅券番号の記載があるページ)のコピー ・マイナンバーカード(顔写真がある面)のコピー

<注意いただきたい点(補足説明)>

【注1】死亡診断書(死体検案書)のコピーについて

・ご請求内容が以下①~④のすべてに該当することを団体で確認いただける場合、請求書下段の「死亡証明書(死亡診断書・死体検案書)」の省略についての記入欄にチェックいただくことで省略できます。

- ①ご加入(増額・復活)から死亡までの期間が1年超
- ②ご請求内容が死亡保険金のみ
- ③死亡保険金額が5,000万円未満
- ④死因が「病死・自然死」不慮の事故死(他殺は含まない)※「自殺」のいずれか
 ※不慮の事故死とは、死因が「交通事故」「転倒・転落」「溺水」「煙、火災および火焰による傷害」「窒息」「中毒」等によるものをいいます。

【注2】「受取人の本人確認書類」について

・「運転経歴証明書」を除きいずれも有効期間中のものをコピーのうえ、ご提出ください。
 ・「運転免許証(運転経歴証明書)のコピー」のご提出にあたり、住所変更・氏名変更されている場合は両面のコピーをご提出ください。
 ・「運転免許証(運転経歴証明書)」「パスポート」「マイナンバーカード」をお持ちでない場合は、「印鑑証明書(当社受付時点で発行後6カ月以内のもの)」をご提出のうえ、請求書類に印鑑証明書と同一印を押印いただくことでもお取扱い可能です。

・受取人が個人1名に特定され、かつ受取人口座へ送金するとき、以下の金額に該当する場合は省略することができます。

死亡保険金	300万円以下	高度障がい保険金	1,000万円未満
-------	---------	----------	-----------

<ご留意事項>

- 1)状況に応じて、記載以外の書類を提出いただく場合や、必要書類を省略いただける場合がございます。
- 2)保険金のご請求内容等の確認のため、当社職員または当社で委託した者が、契約者・被保険者・受取人・被保険者を診療した医師等に、病状や診療状況等を照会・確認させていただくことがあります。(上記照会・確認を妨げたり応じなかったときは、当社(日本生命保険相互会社)はその間は保険金をお支払いできません。)
- 3)約款等に示した判断や、追加の確認を含む事実確認の結果、ご要望に沿えずお支払いできない場合もあります。(47ページ「保険金のお支払事由」、48ページ「保険金をお支払いしない場合等(詳細)」もご覧ください。)
- 4)マイナンバーに関するお手続きが必要な場合は個別にご連絡いたします。

病気とケガ・終身介護・交通傷害・総合賠償・長期所得補償 お手続きのご案内

保険金をご請求される場合のお手続きについて

こんな時にご請求いただけます

<p>Case 1</p>  <p>病気で入院されたとき (病気とケガ)</p>	<p>Case 2</p>  <p>ケガで通院されたとき (病気とケガ)</p>	<p>Case 3</p>  <p>駅の階段でころんで ケガをされたとき (ただし、「交通傷害」においては改札 口の内側) (病気とケガ・交通傷害)</p>	<p>Case 4</p>  <p>自転車で人をはねて ケガを負わせたとき (総合賠償)</p>
---	---	--	---

保険金請求の流れ

①WEBでお手続きをされる場合

「病気とケガ」「交通傷害」「携行品損害」の場合、パソコン・スマートフォンでもお手続きいただけます。*

スマートフォンの方

右記からアクセスしてください。

パソコンの方

従業員ホームページにアクセスしてください。

ハイライフプラン請求  検索



*「終身介護」「長期所得」「総合賠償(携行品以外)」の場合は、以下のお電話での連絡先までご連絡ください。

②お電話でのご連絡をされる場合

■三井住友海上事故受付センター

TEL: 0120-258-189
受付時間: 24時間365日

■セブン・フィナンシャルサービス

TEL: 0120-938-820
受付時間: 平日9:00 ~ 17:30


ハイライフ年金 お手続きのご案内


中途払出手続き・残高照会はパソコン・スマートフォンで手続きいただけます。



詳しくは右記QRコード
もしくは検索ワードでアクセスし、
お手続き方法をご確認ください。

▼検索はこちら!

セブンアイ ハイライフ  検索

ハイライフ年金のお手続き
↓
こちら  におすすみください。



◇QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

脱退・一斉募集期間以外の保険料の増額・減額は、書類での手続きとなります

担当部門にご連絡

ご照会先は
下記をご参照ください。




専用用紙に記入

担当部門から書類が届き次第、ご
記入、押印をお願いします。*



セブン・フィナンシャル サービス

 **03-6238-2637**
(平日9:00 ~ 17:30)

(※) マイナンバーに関するお手続きが必要な場合は個別にご連絡いたします。

ハイライフ年金変更手続き担当部門(ご照会先)

この保険に関する中途払出、脱退、金額変更のご照会につきましては、
ご契約者(団体) 経由にて承りますので、以下のご照会先へお問合せください。

イトーヨーカドーの方

各店労務担当チーフ・事務担当

上記以外の方

所属事業所の責任者

セブン・フィナンシャルサービス

 **03-6238-2637** (平日9:00 ~ 17:30)

各手続きについて

保険料の払込中断

- 半年払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。(月払のみは可能。)したがって、月払保険料のお払込みを中断する場合は、半年払保険料のお払込みも中断となります。
- (※)以下の事由に該当する場合にかぎり、保険料のお払込みを中断することができます。
 - ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。)
 - ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者(被保険者)が保険料の拠出に支障のある場合
- ハイライフ年金の保険料の払込を中断される場合は、別途、「保険料増減額申込書」をご記入のうえ、ご提出ください。

保険料積立金の中途払出(減口)

- 保険料積立金の中途払出(減口)は最低10万円以上、1万円単位でお取扱いたします。
- 受取りまでの日数は、書類が不備のない状態で提出いただいた日から、約2週間要します。
- 請求書に記入いただいた住所に日本生命から「お支払通知書」が送付されますので、必ずご確認ください。
- (※)以下の事由に該当する場合にかぎり、保険料積立金の一部を払出すこと(減口)ができます。
 - ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済

年金の据置

- 1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を据置くことができます。
- 据置期間中は、保険料のお払込みや据置期間の変更、保険料積立金の中途払出(減口)はお取扱いできません。

■その他年金、脱退一時金などのお手続きにつきましては、上記ご照会先にお問合せください。
■詳しい制度内容については当パンフレットの内容を必ずご確認ください。

健康状況告知書質問事項 (病気とケガ・終身介護・長期所得補償)

【病気とケガ・終身介護・長期所得補償 告知質問事項】

質問 1	過去3か月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。(下記別表<告知対象外となる傷害・疾病一覧>記載の傷害や疾病等を除きます。)	はい	質問1または質問2の いずれか1つでも「はい」がある方は、 パンフレット66ページの「疾病・症状一覧表」の中で、該当する疾病・症状をご選択ください。 ^(注1) 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でお引受けします。なお、A欄疾病に該当する場合は、終身介護にご加入いただけません。 ・加入申込票の「該当疾病」欄の「該当欄」に○印のうえ、該当する疾病コードを「疾病コード、疾病名称欄」にご記入ください。なお、「該当疾病」欄のA欄・B欄両方に当てはまる場合は、A欄に○印をご記入ください。(具体的な疾病・症状名の記載は不要です。) ・次の疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受けします。 ①このコードに属するA・B欄すべての疾病・症状 ^(注2) ②上記①と医学上因果関係がある疾病・症状 ^(注3)
質問 2	次のいずれかに該当しますか。 ①過去3年以内に、病気またはケガにより、医師による手術、または初診から終診 ^(注1) までの期間が14日以上となる医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。(妊婦・分娩に伴う異常、帝王切開を含みます。下記別表<告知対象外となる傷害・疾病一覧>記載の傷害や疾病等を除きます。) ②これまでに、医師に悪性新生物(ガン) ^(注2) と診断されたことがある。(注1)終診とは、医師から次回通院、入院、手術、再検査や投薬等の指示をされなくなったことをいいます。(治療の必要はないが、定期的に経過観察(診察・検査)の必要があると医師から指示を受けている状態は、終診には該当しません。) (注2)上皮内新生物を含みます。		
いいえ		質問1・2に対する回答に1つも「はい」が無い場合、お引受けします。	

注1 疾病・症状名が判明しない場合は、疾病・症状名が判明するまではお引受けを見合わせさせていただきます。
注2 (例)不整脈による受診歴のため疾病コードA0を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞になった場合、保険金をお支払いしません。
注3 (例)疾病コードA2を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞(疾病コードA0)になり、この心筋梗塞と疾病コードA2に属する病気(高血圧症など)の間に医学上因果関係がある場合、保険金をお支払いしません。

<ご注意>特定疾病対象外欄への対象外となる疾病・症状等の記載の有無にかかわらず、普通保険約款およびセットされる特約により保険金をお支払いできない場合があります。詳細は、募集パンフレットをご確認ください。

<告知対象外となる傷害・疾病一覧>

現在治療中でも告知いただく必要のないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●アレルギー性鼻炎*、花粉症* ●アトピー性皮膚炎* ※入院中・入院歴あり・入院予定のものは、告知いただく必要があります。 ●ケガ* ※ただし、パンフレット66ページの「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0、J1、J2またはK0に該当するものは、告知いただく必要があります。
現在医師から次回通院、入院、手術、再検査等を指示されていない場合告知いただく必要のないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●かぜ*、感冒*、インフルエンザ* ※入院、手術のないものに限ります。 ●パンフレット66ページの「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0、J1、J2またはK0に該当するケガ ●食中毒 ●歯の疾患 ●結膜炎 ●正常分娩

- 「団体総合生活補償保険(MS&AD型)」「団体長期障害所得補償保険」にお申し込みいただく際には、上記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合は、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 上記の質問事項には、申込人である団体構成員*がご家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および同居の親族)に確認のうえ、ご家族の分を含めてお答えください(団体構成員は、被保険者であるご家族に代わりお答えいただくことができます。)。団体構成員が代わってお答えいただくことができない被保険者の方がいらっしゃる場合、また、被保険者ご自身がお答えすることをご希望される場合は、その被保険者(補償の対象者)ご自身*1がお答えください。*2
- ※1 団体が連合会組織の場合は、単位組織の構成員を含みます。
- ※2 申込人が団体構成員の役員、従業員である場合は、役員、従業員(団体構成員が個人事業主である場合の使用人を含む)をいいます。
- ※3 退職者を含みます。(退職者を募集対象者に含める場合)
- *1 告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- *2 被保険者ご自身がお答えいただく場合は、別途ご連絡ください。専用の用紙をお渡します。
- 上記<告知対象外となる傷害・疾病一覧>に記載がある傷害や疾病については告知は不要です。

疾病・症状一覧表

疾病コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

分類	疾病コード	A 欄	B 欄
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症*、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。	不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓	もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動脈奇形(脳動静脈瘻)、頸動脈狭窄症
	A2		高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3		リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4		低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃ガン、腸ガン、食道ガン、大腸ガン	急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、せきいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓ガン、肝硬変	黄疸、肝機能障害、脂肪肝、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道ガン	胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓ガン	急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4		痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
呼吸器系の疾患	B5		歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
	C0	肺ガン	肺炎、肺炎腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺膿瘍(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患、COVID-19、コロナウイルス感染症
	C1	喉頭ガン、気管支喘息*、喘息性気管支炎 ※小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。	気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2		アレルギー性鼻炎、慢性副鼻腔炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔湾曲症
	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)	腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周膜炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
泌尿器・生殖器系の疾患	D1	前立腺ガン	前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮ガン、乳ガン、卵巣ガン	乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮筋筋症、子宮内膜症
	D3		尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
	D4		
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症	
	E1		痛風
	E2		甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫	貧血、紫斑病
	F1		
感染・寄生虫	G0	結核(腎結核を除きます。)	
	G1		腎結核
	G2		伝染性肝炎、ウイルス性肝炎* ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3		細菌性心内膜炎
	G4		淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症	髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症	神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2		白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3		中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス	脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J1	膠原病* ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャージ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。	骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死
	J2		骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0		頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0		アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(ガン)* ※上皮内新生物を含みます。	
職業病	N0		職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害*1、ストレス関連障害*2、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害 ※1不安障害を含みます。 ※2パニック障害、適応障害を含みます。	
	P1		
妊娠・出産にかかると	Q1		妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病

【上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がない場合】

疾病コード「R0」および「具体的な疾病・症状名(カタカナ)」をご記入いただいております。ご記入された疾病・症状およびご記入された疾病・症状と医学上因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受けします。なお、上記疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がある場合は、必ず、上記疾病・症状一覧表の該当する疾病・症状をご選択ください。

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合・しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

お手続きのご案内

WEB申込サイト
ログインのご案内

WEB申込サイト ログインのご案内

ログインID※1、パスワードは毎年リセットされます。(ユーザーID※2はリセットされません。)
 当年度に案内している初期パスワードを入力する必要がありますので、ご注意ください。
 ※1「三井住友海上:ログインIDと表記」 ※2「日本生命:ユーザーIDと表記」

お手続きに関する基本概要 ※前年と同一条件で継続加入・今年も加入しない場合は、お手続き不要です。

項目	詳細内容
お手続き方法	パソコンやスマートフォンよりお申込み
申込期間	令和8年3月16日～4月10日
利用可能時間	AM8:00～翌AM2:30(生命保険・ハイライフ年金はAM8:00～翌AM5:00) ※生命保険・ハイライフ年金:日曜日のみ8:00～22:00まで (3月22日(日)終日はシステムメンテナンスのためご利用できません。) 上記以外の商品:月曜日のみ8:00～22:00まで
申込みサイト入口	セブン・フィナンシャルサービス従業員専用HP、QRコード (以下「アクセス方法」ご参照)
ログイン方法	ログインID ユーザーID
	初期 パスワード


アクセス方法

セブン・フィナンシャルサービスの従業員専用ホームページにアクセス

ハイライフプラン


パソコン URL : https://www.7fin.jp/highlife_sp/

右記QRコードよりアクセス




スマートフォン ◇QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

NEW 令和8年度の一斉募集からLINEでもアクセスできるようになりました!!



LINEからお手続きいただけるようになりました!

二次元コードを読み込み「友だち追加」をお願いします



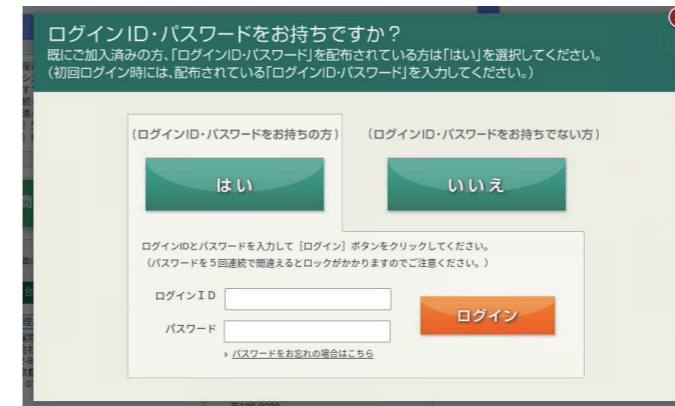
こんなことができるとっても便利!

- 「ハイライフ年金」の一部払い戻し、「生命保険」の契約内容の照会
- ハイライフプランの保険金請求の専用ページにアクセス可能
- ハイライフプラン紹介動画の視聴(約1分半)

(注)一斉募集期間以外の「毎月加入」は、これまで通り紙の加入申込票でのお手続きとなります。

WEB申込サイト ログインのご案内

損保ログイン画面(三井住友海上サイト)



生保ログイン画面(日本生命サイト)



※画面はイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

●**ログインID**は **ユーザーID**は **事業所CD (5桁) + 社員番号 (7桁) の計12桁** です
 (例: 事業所コードが「50001」、社員番号が「123456」の場合 → 「50001-0123456」
 (例: 事業所コードが「50012」、社員番号が「M123456」の場合 → 「50012-M123456」
 (注) 出向者(受入出向者を含まない)は出向元の事業所CD+社員番号をご入力ください。

事業所CD	会社名	事業所CD	会社名
50001	イトーヨーカ堂(旧ヨーク除く)	50037	赤ちゃん本舗
50007	セブン&アイ・ホールディングス	50051	セブン銀行
50008	ヨークベニマル	50055	セブン・カードサービス
50011	セブン-イレブン・ジャパン	50060	SpireX
50012	イトーヨーカ堂(旧ヨーク)	50061	セブン・ミールサービス
50013	セブン・フィナンシャルサービス	50062	ACSION
50018	Peace Deli(旧アイワイフーズ)	50068	バンク・ビジネスファクトリー
50027	テルベ	50082	サンエー
50032	クリエイトリック	50089	セブンドリーム・ドットコム
50034	デニーズジャパン		

●初期パスワードは **bs(bsは小文字) + 西暦生年月日(8桁)の計10桁** です
 (例: 1980.1.10生まれの場合 → bs19800110)

制度概要
 生命保険
 病気とケガ
 終身介護
 交通傷害総合賠償
 長期所得補償
 ハイライフ年金
 保険金をお支払いする場合・しない場合
 取扱内容
 重要事項のご説明
 お手続きのご案内
 WEB申込サイト
 ログインのご案内



お引受についてのご注意

「病気とケガ・終身介護・交通傷害・総合賠償」

ハイライフプラン(病気とケガ・終身介護・交通傷害・総合賠償)の割引率は、被保険者数と損害率(支払保険金÷保険料)で決定されます。ここ数年で保険金お支払金額が増加した結果、損害率が悪化しており、今後割引率が低下する可能性があります。

そこで、「ハイライフプラン」をより魅力ある「福利厚生制度」とするために、下表の「引受ガイドライン」を設けています。

※引受保険会社は次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を株式会社セブン&アイ・ホールディングスおよびグループ事業会社各社に提供することがあります。

区分	内容	補足	引受ガイドライン
A	モラルリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・酒気帯び運転等の法令違反 ・事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合 など	基本的に翌年度以降は、お引受けできません。
B	同一保険期間内で事故3回以上 または過去2年間で事故4回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者単位 	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、引受をお断りすることまたは現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。 ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
C	その他、割引率維持の観点から右記事故に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の傷害事故に比して通院日数が非常に多いと判断される事故で、引受保険会社より個別に加入内容について見直すよう、申し入れが行われた場合 など	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、引受をお断りすることまたは現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。 ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

(三井住友海上火災保険株式会社)

MEMO

Grid area for notes.